

令和2年度文化庁委託事業

著作権契約書作成支援システムの時代変化 に合わせた構築に関する調査研究

【報告書】

株式会社リベルタス・コンサルティング
令和3年3月31日

【 目 次 】

1. 本調査の目的.....	1
2. 本調査の進め方	1
3. 本書の構成	2
4. 委員会の設置・運営	3
4－1 委員会の設置	3
4－2 委員会の開催	3
5. 本調査報告	4
5－1 現状のシステムにおける課題	4
5－2 課題を踏まえた新たなシステムの在り方	25
5－3 新たな契約書ひな形の検討	28
5－4 システム開発に向けた調査・検証	56

1. 本調査の目的

著作物の創作又は利用を職業としない人々が著作物の利用許諾や著作権の譲渡等に関する契約を簡単に行えるよう、契約書のひな形を半自動作成する「著作権契約書作成支援システム」が平成 18 年に構築されている。

技術の進展及びSNSの普及等により、誰もが著作者になれる「1億総クリエイター時代」を迎え、当該システムの利用ニーズは更に高まることが想定されるが、例えば、著作権者の死亡に伴う相続や会社の倒産等があった際に、著作権に詳しくなくてもその後の権利の所在や利用許諾の扱い等を決めるため、より簡便に契約書を作成できるようにすることが必要である。

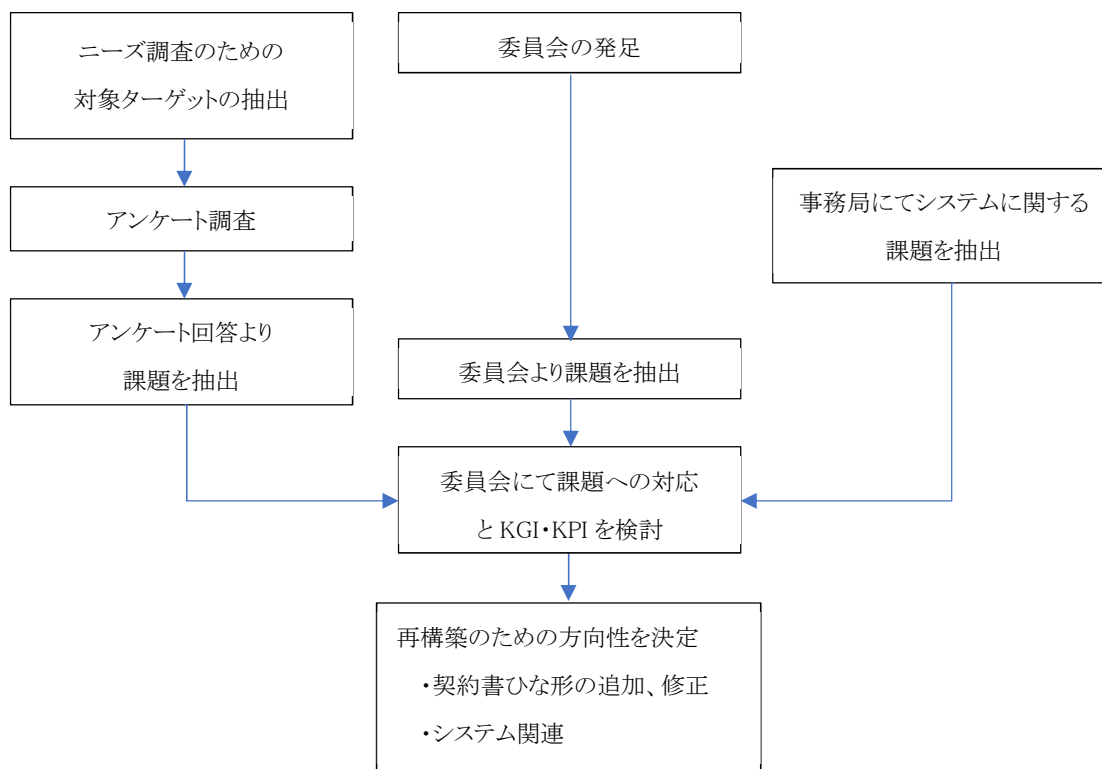
また、システムの構築から 10 年以上経過していることから、例えば、SNSをはじめとしたインターネット上のプラットフォームにおけるイラストや楽曲、小説等の利用にも対応した契約書のひな型を設けるなど、時代に合わせた見直しを行う必要がある。

本調査研究は、当該システムの将来的な改修を見据え、著作権契約に関するトラブルを防ぎ著作物の円滑な利用を促進して文化の発展に寄与することを目的として、現行システムの課題を整理するとともに、当該システムの時代変化に合わせた構築に向けた検証を行うことを目的とする。

2. 本調査の進め方

本調査における事業の進め方については以下の通り実施した。

図表 1:本調査における事業の進め方



3. 本書の構成

はじめに、現行の著作権契約書作成支援システムの仕様の確認を行うとともに、現状のシステムにおける課題を整理するため、アンケート調査により現行のシステムの操作感や要望などのニーズ及び課題を確認した。

現行のシステムの仕様の課題及びニーズ調査により明らかになった課題を踏まえ、新たなシステムの在り方について委員会で検討を行い、当初目標に対しての達成度・満足度を測る評価指標となる KGI・KPI を設定するとともに、システムで提供する契約書ひな形及びシステムの仕様について見直しを行った。

契約書ひな形については、SNS の利用を想定した利用ケースを中心に、新たなシステムに追加すべき契約書ひな形の検討を行った。

システムの仕様については、利用者にやさしい見栄え・操作感を意識したウェブサイトにする 것을 目指し、画面の構成・デザインや導線の改善、デモや事例の追加、新たなシステムの周知活動等について検討を行った。

最後に、設定した KGI・KPI の達成状況や満足度を測るためのアクセス分析ツールの導入について、製品の比較検討等、動作システムについて提案を行った。

4. 委員会の設置・運営

4-1 委員会の設置

本調査研究の実施に当たっては、著作権法に精通した大学教員及び弁護士のほか、権利者及び利用者のそれぞれの立場から権利処理の実務に詳しい識者から構成される委員会を設置し、検討を行った。なお、第1回目の委員会において今村教授が座長に選任された。

図表 2:委員等一覧(敬称略)

	機関名	役職	氏名
委員(座長)	明治大学 情報コミュニケーション学部	教授	今村 哲也
委員	シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業	共同代表	石新 智規
	日本文藝家協会	著作権管理部長	長尾 玲子
	骨董通り法律事務所	パートナー	岡本 健太郎
	株式会社 Re-Invention	取締役	石原 寛介
文化庁	著作権課著作物流通推進室	室長	日比 謙一郎
		室長補佐	木南 秀隆
		流通推進係長	渡辺 優加
		企画調査係長	山下 慶太郎
事務局	株式会社リベルタス・コンサルティング	コンサルタント	宇都宮 勝行
		コンサルタント	菊池 雄一郎

4-2 委員会の開催

委員会については合計3回、以下の日程・内容にて実施した。

図表 3:委員会開催日程

	開催日	時間	議題
第1回	令和2年11月12日 (木)	10時00分～12時00分	1. 本調査研究の目的の説明 2. 委員紹介・座長選任 3. 現行著作権契約書作成支援システムの現状及び課題 4. 著作権契約書作成支援システム(新システム)の画面方針の検討 5. ニーズの確認(KGI・KPIの検討)
第2回	令和2年12月23日 (木)	13時00分～15時00分	1. KGI・KPIの案について 2. 利用者・権利者による契約書ひな形の導線イメージ 3. 複合的な利用の契約書ひな形について(例) 4. SNSなどを利用した場合の契約書の見直し 5. 利用者にやさしい見栄え・操作感について
第3回	令和3年3月4日 (木)	10時00分～12時00分	1. KGI・KPIの設定 2. 時代変化に合わせた契約書ひな形の検討 3. 「権利者」「利用者」を考慮した導線 4. 契約書ひな形の英文化ダウンロードについて

5. 本調査報告

5-1. 現行のシステムにおける課題

本章では、現行のシステムの仕様や操作性を確認した上で、利用者へのアンケートを実施し、現行のシステムの課題を整理・分析する。

5-1-1 現行のシステムの仕様

現行のシステムの環境や画面構成は以下の通りである。

■サーバ仕様

- ・サーバ OS 名: Windows Server 2008 R2
- ・データベースの種類: SQL Server 2008 R2
- ・ドメイン: bunka.go.jp

■サイト URL

URL: <https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-system/>

■サイトマップ

TOP 画面(<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-system/>)

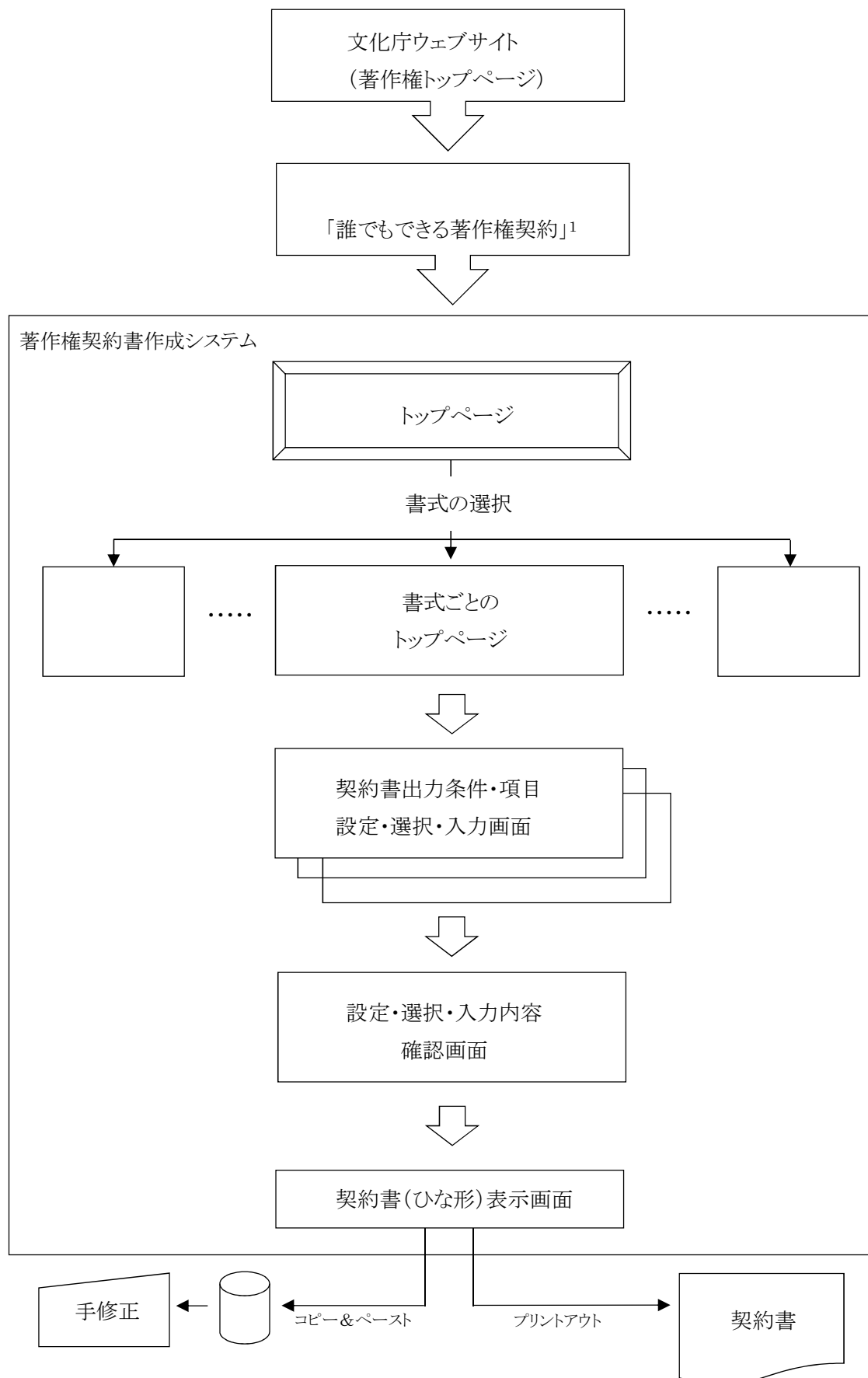
└ 契約書の作成

- └ 1. 講演、パネルディスカッション、座談会
- └ 2. 演奏会、上演会などにおける実演
- └ 3. 原稿の執筆
- └ 4. イラストの作成 (ポスター・パンフレットなどの作成)
- └ 5. ビデオ (会社のイメージ映像、社員研修用映像等) の作成
- └ 6. 写真の撮影
- └ 7. 既存の原稿 (エッセイ、詩、小説など) やイラスト、写真などの利用許諾

└ 募集要項の作成

- └ 8. 主催者が利用するイラストなどの公募
- └ 9. 展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集

■ 現行のシステムの画面遷移(概要)



¹ 文化庁ウェブサイト内において、著作権契約の普及啓発を行う特集サイト。本システムへのリンクがある。

■ 現行のシステムで対応している著作物の種類

現行のシステムは、①役務の提供、②公募、③制作委託、④既存の著作物の利用の四つに区分される。①については「講演、パネルディスカッション、座談会」及び「演奏会、上演会などにおける実演」が、②については「主催者が利用するイラストなどの公募」及び「展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集」が、③については「原稿の執筆」「イラストの作成（ポスター・パンフレットなどの作成）」「ビデオ（会社のイメージ映像、社員研修用映像等）の作成」及び「写真の撮影」が、④については「既存の原稿（エッセイ、詩、小説など）やイラスト、写真などの利用許諾」がそれぞれ該当する。

図表 4: 現行システムが対象としている著作物の種類

区分	ひな形の種類	形態	現行システムが対象としている著作物の種類
① 役務の提供	1. 講演、パネルディスカッション、座談会	著作物	言語の著作物
	2. 演奏会、上演会などにおける実演	実演	音楽の著作物 脚本の著作物（音楽の著作物） 舞踏、無言劇の著作物
② 公募	8. 主催者が利用するイラストなどの公募 9. 展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集	著作物	言語の著作物 美術の著作物 音楽の著作物 写真の著作物 映画の著作物
③ 制作委託※1	3. 原稿の執筆 4. イラストの作成（ポスター・パンフレットなどの作成） 5. ビデオ（会社のイメージ映像、社員研修用映像等）の作成 6. 写真の撮影	著作物	言語の著作物 美術の著作物 映画の著作物 写真の著作物
④ 既存の著作物の利用※2	7. 既存の原稿（エッセイ、詩、小説など）やイラスト、写真などの利用許諾	著作物	言語の著作物 美術の著作物 写真の著作物

※1: 言語、美術、映画、写真の著作物について、著作物ごとにひな形が用意されている契約書ひな形

※2: 言語、美術、写真の著作物について、1つのひな形で全ての著作物に対応している契約書ひな形

5-1-2 現行のシステムの課題

(A) 課題の整理

現行のシステム全体における課題を整理する。

現行のシステムにおいては、訪問者数、離脱者数等といったシステムの利用状況を測定するためのアクセス分析ツールを導入していないため、多く利用されている契約書ひな形の種類の特定や、システムに到達した経緯（例として、検索エンジンにおける検索ワードの把握）等の利用者分析を行うことができない。

また、構築時より 10 年以上経過しているため、元号が「平成」（図表 5）のままである（契約書ひな形も同様）。日付や時間の入力において、From～To を逆に入力してもエラーにならない（図表 6）等、簡単な入力項目へのチェックもできていない。このように、ユーザーに各種情報を入力させるシステムであるにも関わらず元号はユーザー

による任意入力ができない²、入力内容のロジックチェックが行われないなど、基本的な仕様が実装されていない。

図表 5:平成の表記

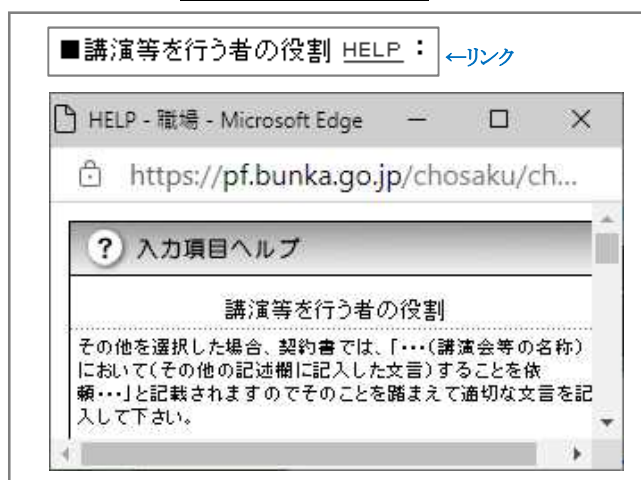
■日時	:	平成	▼	年	▼	月	▼	日
-----	---	----	--------------------------------	---	--------------------------------	---	--------------------------------	---

図表 6:未実施の日付チェック

募集期間を記載してください	:	平成	33	年	8	月	20	日	～
		平成	33	年	1	月	17	日	

各画面については、シンプルであるが古いイメージであるため、初めて訪問する利用者には「更新がなされない、古い情報である」「現在では通用しない内容になっているのではないか」等の印象を与え、利用を敬遠させてしまう可能性がある。また、入力項目ごとに、「HELP」と記載されたリンクをクリックすることで注意事項が表示される仕組みが実装されているが、当該リンクはあまり目立つものではなく、利用者に認識されない可能性がある。さらに、表示されるヘルプも新しい画面が小さく開く仕様となっているが、現在、当該仕様は他のサイトでもほとんど採用されていない。

図表 7:HELP について



最終的に完成する契約書ひな形についても、画面に表示された契約書ひな形のテキストデータを、利用者がコピーして Microsoft Word 等に貼り付け利用する仕様となっている。貼り付け後にはレイアウトを修正する必要がある。

図表 8:契約書ひな形のコピーと貼り付け

著作権契約書作成支援システムで完成したひな形	Microsoft Word に貼り付け
------------------------	----------------------

² 最終的に完成した契約書ひな形の文言はユーザー自身で修正できるため、元号の訂正自体は可能。

(B) 具体的な課題イメージ

入力画面における課題を「1.講演、パネルディスカッション、座談会」の入力画面を使用し説明する。

○必要事項の入力

システムにおける必要事項の入力は、「講演等の種別」をはじめとして、4ページにわたっての画面遷移を伴うものとなり、入力途中で間違いに気づいた場合には、「戻る」をクリックして戻らなければならない。また記入開始から終了するまで、全体的な作業規模が把握できないという課題がある。

さらに、設計上の課題として、「日付」の元号が平成で固定されており、他の元号表記が選択できないこと、また契約の対象講演の始期・終期を示す時間の順序が逆になってしまう(未来から過去に向かって契約を行う)表記をしてもエラー表示等がなされないことが挙げられる。

この他、表示上の課題として、ヘルプ機能につき、表示されるウインドウが小さくわかりづらい点が挙げられる。

図表 9:入力画面の課題-1

1>2>3>4>確認>完成

講演、パネルディスカッション、座談会

契約書作成のための入力項目

1. 講演等の特定「講演等を特定するために、以下の項目を入力して下さい」

■講演等の種別

: ☐ 講演 ☐ パネルディスカッション ☐ 座談会

■主催者名

:

■講演等を行う者の氏名

:

■日時

: 平成 年 月 日

時 分 ~ 時 分

■場所

:

■講演会等の名称

:

■テーマ

:

■講演等を行う者の役割 HELP

: ☐ 講演 ☐ パネルディスカッションの司会

☐ パネリスト ☐ 座談会の司会 ☐ 座談会への出席

☐ その他

注意 報酬・対価に係る消費税や所得税(源泉徴収)については、支払いの相手方や報酬・対価の額等によって取り扱いが異なりますので、必要に応じて税の専門家に相談してください。

■報酬の額

: 円(消費税込)

■報酬支払期限

: 平成 年 月 日

■その他特記事項

: ☒ 特記事項なし

☐ 特記事項あり

戻る

次へ

Page up

ボリューム感が
不明確

・元号が固定
・時間の論理チ
ェック未実装

9

○入力結果の最終確認

システムにおける必要事項の入力後に、入力結果の最終確認を行う画面が表示される。しかしこの画面では、入力内容が全て表示されるだけで、修正が必要となった場合に、直接これを修正することができない。指定のページに直接戻ることもできず、1画面ずつ「戻る」ボタンをクリックする必要がある。

図表 10:入力画面の課題-2

講演、パネルディスカッション、座談会

<< Home
1>2>3>4>確認>完成

あなたが入力した内容

1. 講演等の特定

■講演等の種別

:

■主催者名

:

■講演等を行う者の氏名

:

■日時

:

平成__年__月__日

:

__時__分~__時__分

■場所

:

■講演会等の名称

:

■テーマ

:

■講演等を行う者の役割

:

■報酬の額

:

_____円(消費税込)

■報酬支払期限

:

平成__年__月__日

■その他特記事項

:

なし

2. リアルタイム(講演等と同時に)の利用

→録画物は放送又は有線放送されますか?

:

いいえ

→放送・有線放送事業者の名称

:

→番組名

:

→放送・有線放送の別

:

→追加報酬有無

:

あり

戻る

契約書作成

Page up

○契約書ひな形の出力

前掲の確認を終えると、その結果を契約書ひな形として出力する。ただし、この画面は WEB ブラウザとして出力されるものであり、これをコピーし、ワープロソフト等に貼りつけることではじめて使用が可能となる。そのため、ユーザーからすると契約書ひな形が利用できるようになるまでに要する手順が多い。また、日本語を得意としない者には文章が難しいが、用語解説などは付されていない。

図表 11:入力画面の課題-3

収入印紙の貼付が必要な場合にはこの場所に貼付してください。

契 約 書

_____(以下「甲」という。)囹_____(以下「乙」という。)囹とは、
「_____」に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（参加依頼）
 乙は、甲に対し、乙が主催する以下の「_____」において_____することを依頼し、甲はこれを承諾した。
 (1) 日時: 平成____年____月____日(____)____時____分~____時____分
 (2) 場所: [_____]_____
 (3) 講演会等の名称: [_____]_____
 (4) テーマ: [_____]_____

第2条（利用の許諾）
 甲は、乙又は乙が指定する者が次に掲げる方法で前条の_____(以下単に「_____」という。)囹を利用することを許諾する。
 (1) _____中の甲の写真撮影
 (2) _____の録音

第3条（著作権人格権）
 前条の利用を行う場合には、乙又は乙が指定した者は、合理的と認められる方法により甲の氏名を表示しなければならない。

第4条（対価）
 乙は、甲に対し、「_____」への参加及び第2条に掲げる著作物の利用等の対価として、_____円(消費税込)を、____年____月____日までに支払う。
報酬・対価に係る消費税や所得税(源泉徴収)については、支払いの相手方や報酬・対価の額等によって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。

第5条（保証）
 甲は、_____の内容が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証する。
 2 甲が第三者が著作権等を有する著作物等を_____において使用しようとする場合は、事前に乙に対してその内容を明らかにして、その使用が第三者の著作権を侵害するものでないことについて乙の確認を得なければならない。

第6条（その他）
 本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

平成____年____月____日

甲 住所
 氏名
 乙 住所
 氏名

印
 印

以上のことより、新たなシステムの在り方を検討する上でのシステム課題として以下の2点があげられる。

課題1: 利用者にやさしい見栄え・操作感

ー契約書を初めて作成する、あるいは作成に不慣れなユーザーにとっては、契約書の記載事項がどれくらいあるものなのか(分量)等がわからない中で画面を操作することには抵抗を覚える可能性がある。同様に、不慣れ故に修正事項が生じた際、確認画面からスムーズに修正箇所へ移動できないことはストレスとなり、契約書ひな形の完成にたどり着けない可能性があるため、これらを減らすために、利用者にとってやさしい見栄えや操作感のあるシステムとする必要がある。

課題2：来訪者分析のできる仕組み作り

ー前掲課題のほか、標記上の不適切な点(元号が平成に固定されている点等)の是正をすることにより、契約書のひな形を出力するシステムとして、ユーザーの視点からは必要な修正措置がとられたものと考えられる。ただし、実際に本システムのページに来訪したユーザーが、どれくらいの割合で(あるいは人数が)契約書ひな形を出力したか等のデータについては現状得られる形となっていないことから、来訪者分析ができるようにするための仕組みを設ける必要がある。

各課題への対応については、「5－3－2 機能・仕組み面の検討」で説明する。

5-1-3 ニーズ調査

新たなシステムのターゲットユーザーに対してアンケートを実施し、現行のシステム利用状況、操作性、利用頻度、現在のニーズにマッチしているか、著作権契約書の作成経験の有無等の確認を調査しニーズの確認を行った。

ターゲットユーザーは、企業に属さず、すなわち企業の定型契約書等を用いない可能性が高い「フリーランス」の働き方をするケースが比較的多く、本システムの利用者属性に近いという理由から、Web 関連やクリエイティブ職とした。

図表 12:アンケート実施内容

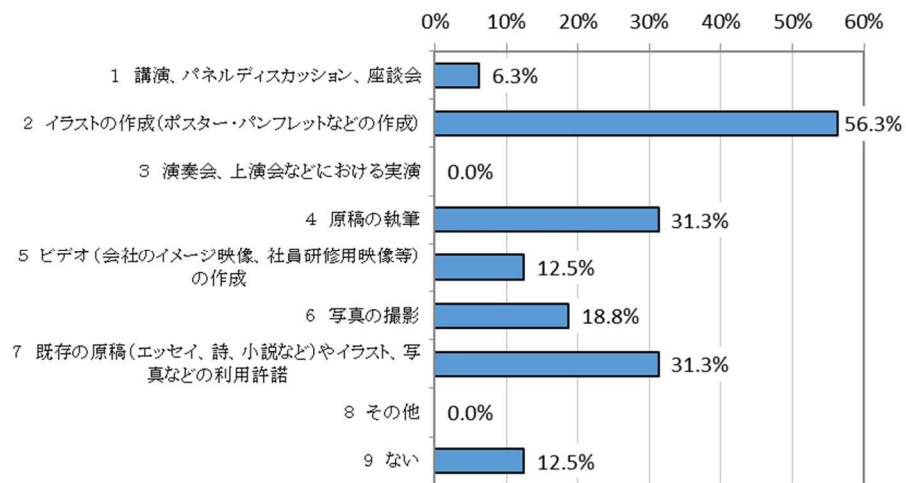
実施	内容
対象ターゲット	WEB デザイナー、WEB 開発者、ライター、出版関係、映像制作、印刷業
実施期間	令和 2 年 11 月 5 日～令和 2 年 11 月 12 日
アンケート実施方法	メールによる回答フォーム配布・回収
アンケート設問数	21 問
回答者数	16 名

アンケート回答の結果は以下の通りである。

図表 13:Q1 の質問および回答

Q1:あなたは、他人の著作物(文章、イラスト、楽曲、写真等)を利用したことはありますか。あてはまるものを全てお答えください。(注)既存の著作物のほか、新規に著作物を作成してもらい、利用する場合も含まれます。(複数回答)

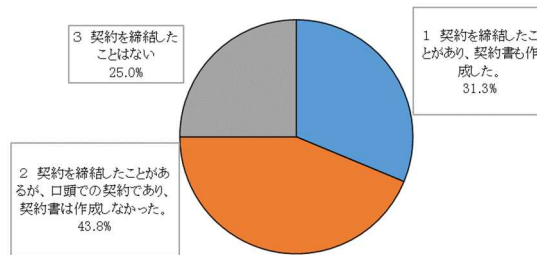
選択肢	回答数	割合
1 講演、パネルディスカッション、座談会	1(	6.3%)
2 イラストの作成(ポスター・パンフレットなどの作成)	9(	56.3%)
3 演奏会、上演会などにおける実演	0(	0.0%)
4 原稿の執筆	5(	31.3%)
5 ビデオ(会社のイメージ映像、社員研修用映像等)の作成	2(	12.5%)
6 写真の撮影	3(	18.8%)
7 既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾	5(	31.3%)
8 その他	0(	0.0%)
9 ない	2(	12.5%)
回答件数	16(	1.69)



図表 14:Q2 の質問および回答

Q2:Q1 で回答1～8を選択した方にお尋ねします。他人の著作物を利用する(利用許諾してもらう)に当たり、契約を締結したことはありますか？また、契約に当たり契約書(電子契約を含む)を作成しましたか。

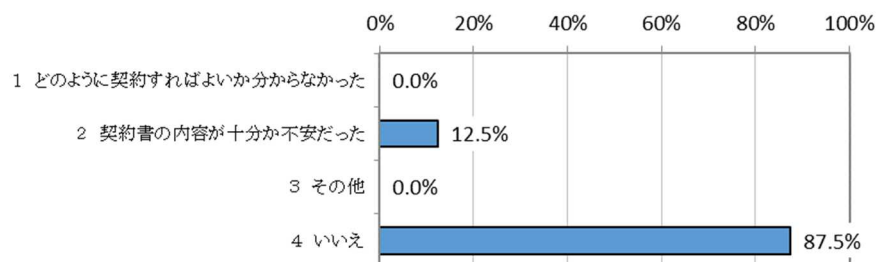
選択肢	回答数	割合
1 契約を締結したことがあり、契約書も作成した。	5(	31.3%)
2 契約を締結したことがあるが、口頭での契約であり、契約書は作成しなかった。	7(	43.7%)
3 契約を締結したことはない	4(	25.0%)
回答件数	16 (	100.0%)



図表 15:Q1 の質問および回答

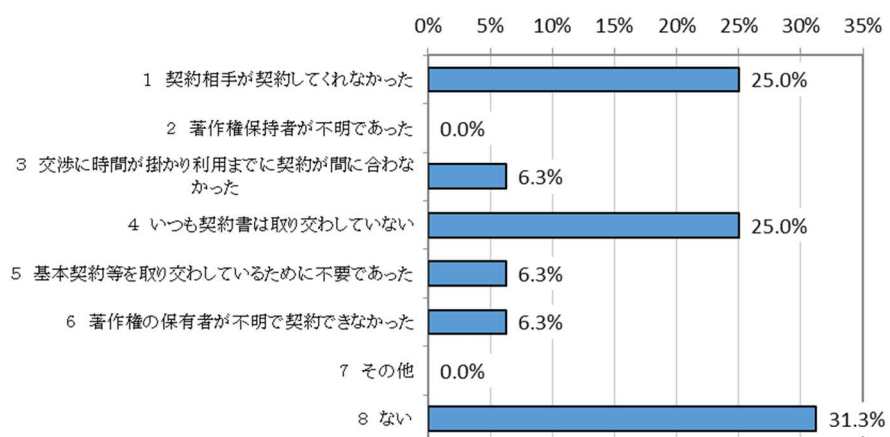
Q3:Q2 で「1」と回答した方にお尋ねします。契約書を作成するにあたり、困り事がありましたか？
(複数回答)

選択肢問	回答数	割合
1 どのように契約すればよいか分からなかった	0(	0%)
2 契約書の内容が十分か不安だった	1(	12.5%)
3 その他	0(	0%)
4 いいえ	7(	87.5%)
回答件数	8 (	100.0%)



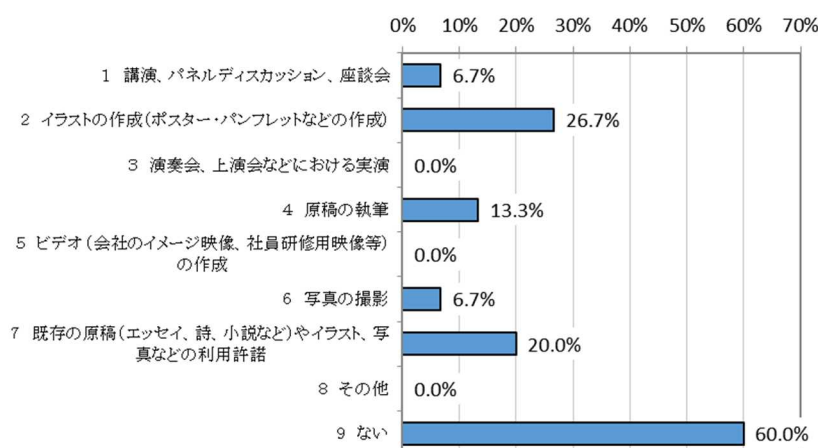
図表 16:Q4 の質問および回答

Q4:Q2 で「2,3」と回答した方にお尋ねします。契約書を作成しなかったことによる困り事がありましたか？		
選択肢	回答数	割合
1 契約相手が契約してくれなかった	4(	25.0%)
2 著作権保持者が不明であった	0(	0.0%)
3 交渉に時間が掛かり利用までに契約が間に合わなかった	1(	6.3%)
4 いつも契約書は取り交わしていない	4(	25.0%)
5 基本契約等を取り交わしているために不要であった	1(	6.3%)
6 著作権の保有者が不明で契約できなかった	1(	6.3%)
7 その他	0(	0.0%)
8 ない	5(	31.3%)
回答件数	16(	100.0%)



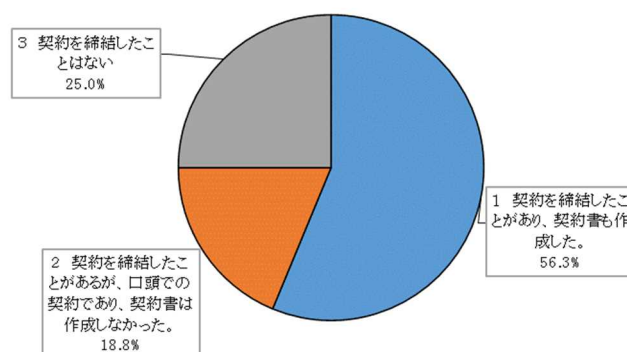
図表 17:Q5 の質問および回答

Q5:あなたは、自分の著作物(文章、イラスト、楽曲、写真等)を他人に利用させたことはありますか。あてはまるものを全てお答えください。(注)既存の著作物のほか、新規に著作物を作成し、利用させる場合も含まれます。(複数回答)		
選択肢	回答数	割合
1 講演、パネルディスカッション、座談会	1(	6.7%)
2 イラストの作成(ポスター・パンフレットなどの作成)	4(	26.7%)
3 演奏会、上演会などにおける実演	0(	0.0%)
4 原稿の執筆	2(	13.3%)
5 ビデオ(会社のイメージ映像、社員研修用映像等)の作成	0(	0.0%)
6 写真の撮影	1(	6.7%)
7 既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾	3(	20.0%)
8 その他	0(	0.0%)
9 ない	9(	60.0%)
回答件数	16(	100.0%)



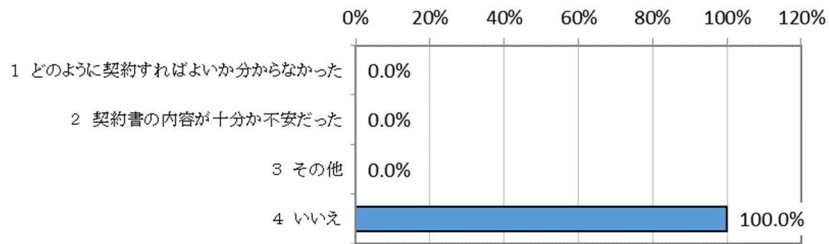
図表 18:Q6 の質問および回答

Q6:Q5 で回答1～8を選択した方にお尋ねします。自分の著作物を他人に利用させる(利用許諾する)に当たり、契約を締結したことはありますか？また、契約に当たり契約書(電子契約を含む)を作成しましたか。		
選択肢	回答数	割合
1 契約を締結したことがあり、契約書も作成した。	9(	56.3%)
2 契約を締結したことがあるが、口頭での契約であり、契約書は作成しなかった。	3(	18.8%)
3 契約を締結したことはない	4(	25.0%)
回答件数	16(	100.0%)



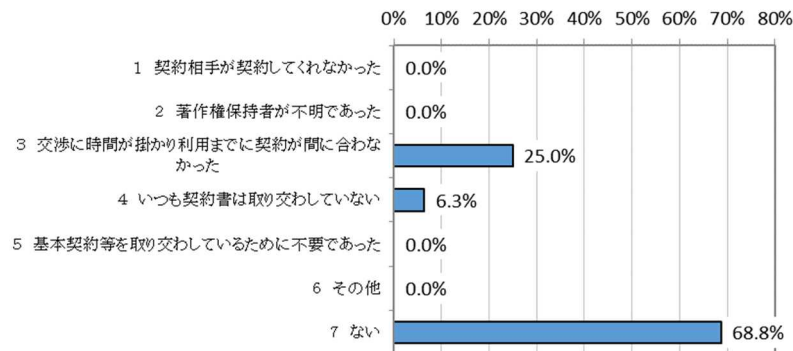
図表 19:Q7 の質問および回答

Q7:Q6 で「1」と回答した方にお尋ねします。契約書を作成するにあたり、困り事がありましたか？（複数回答）		
選択肢	回答数	割合
1 どのように契約すればよいか分からなかった	0(	0.0%)
2 契約書の内容が十分か不安だった	0(	0.0%)
3 その他	0(	0.0%)
4 いいえ	5(	100.0%)
回答件数	5(	100.0%)



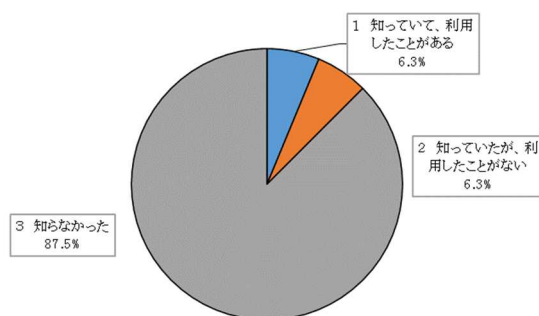
図表 20:Q8 の質問および回答

Q8:Q6 で「2,3」と回答した方にお尋ねします。契約書を作成しなかったことによる困り事がありましたか？（複数回答）		
選択肢	回答数	割合
1 契約相手が契約してくれなかった	0(	0.0%)
2 著作権保持者が不明であった	0(	0.0%)
3 交渉に時間が掛かり利用までに契約が間に合わなかった	4(	25.0%)
4 いつも契約書は取り交わしていない	1(	6.3%)
5 基本契約等を取り交わしているために不要であった	0(	0.0%)
6 その他	0(	0.0%)
7 ない	11(	68.8%)
回答件数	16(	100.0%)



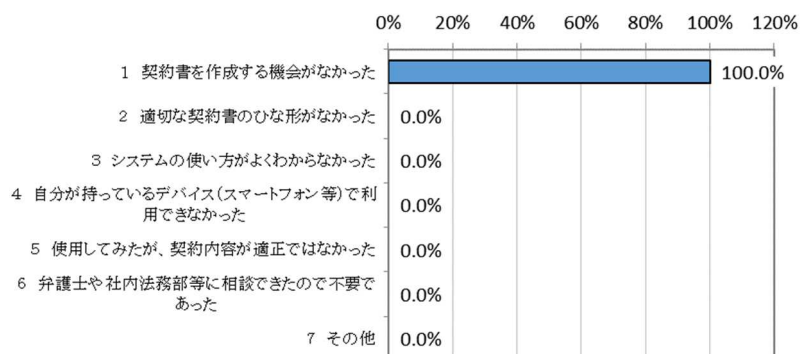
図表 21:Q9 の質問および回答

Q9:著作権契約書作成支援システム(https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-system/)をご存知でしたか？		
選択肢	回答数	割合
1 知っていて、利用したことがある	1	6.3%)
2 知っていたが、利用したことがない	1	6.3%)
3 知らなかった	14	87.5%)
回答件数	16 (	100.0%)



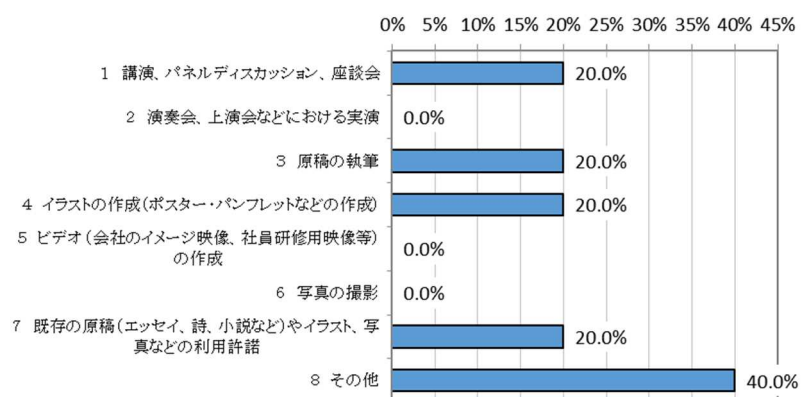
図表 22:Q10 の質問および回答

Q10:Q9 で「2」と回答した方にお尋ねします。その理由は何ですか？（複数回答）		
選択肢	回答数	割合
1 契約書を作成する機会がなかった	1(	100.0%)
2 適切な契約書のひな形がなかった	0(	0.0%)
3 システムの使い方がよくわからなかった	0(	0.0%)
4 自分が持っているデバイス(スマートフォン等)で利用できなかった	0(	0.0%)
5 使用してみたが、契約内容が適正ではなかった	0(	0.0%)
6 弁護士や社内法務部等に相談できたので不要であった	0(	0.0%)
7 その他	0(	0.0%)
回答件数	1(	100.0%)



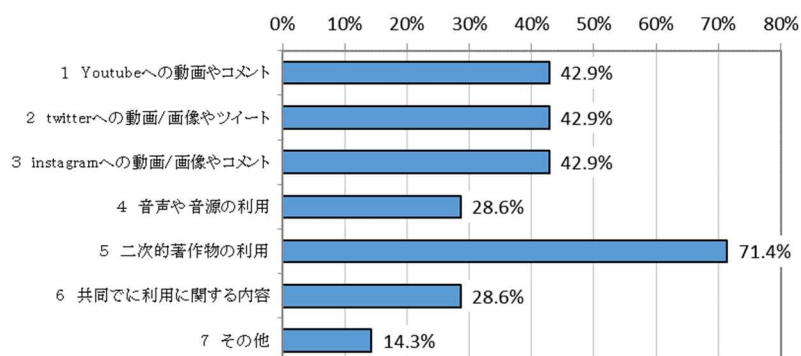
図表 23:Q11 の質問および回答

Q11:著作権契約書作成支援システムを利用して契約書を作成した場面はどれですか？（複数回答）		
選択肢	回答数	割合
1 講演、パネルディスカッション、座談会	1(	20.0%)
2 演奏会、上演会などにおける実演	0(	0.0%)
3 原稿の執筆	1(	20.0%)
4 イラストの作成(ポスター・パンフレットなどの作成)	1(	20.0%)
5 ビデオ(会社のイメージ映像、社員研修用映像等)の作成	0(	0.0%)
6 写真の撮影	0(	0.0%)
7 既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾	1(	20.0%)
8 その他	2(	40.0%)
回答件数	5	(100.0%)



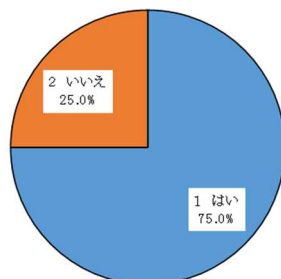
図表 24:Q12 の質問および回答

Q12:契約書の種類において、不足している内容のものはありますか？（複数回答）		
選択肢	回答数	割合
1 YouTube への動画やコメント	3 (	15.8%)
2 Twitter への動画/画像やツイート	3 (	15.8%)
3 Instagram への動画/画像やコメント	3 (	15.8%)
4 音声や音源の利用	2 (	10.5%)
5 二次的著作物の利用	5 (	26.3%)
6 共同で利用に関する内容	2 (	10.5%)
7 その他	1 (	5.3%)
回答件数	19	(100.0%)



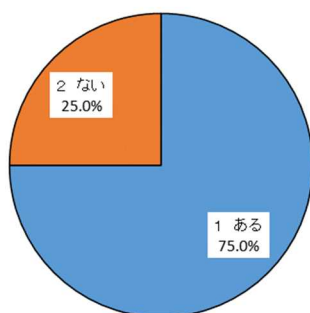
図表 25:Q13 の質問および回答

Q13:操作(ユーザービリティ)は分かり易かったですか？		
選択肢	回答数	割合
1 はい	12	(75.0%)
2 いいえ	4	(25.0%)
回答件数	16	(100.0%)



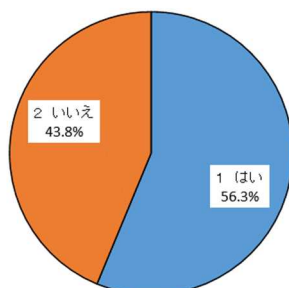
図表 26:Q14 の質問および回答

Q14:ユーザービリティにおいて、改善して欲しい点はありますか？		
選択肢	回答数	割合
1 ある	12	(75.0%)
2 ない	4	(25.0%)
合計	16	(100.0%)



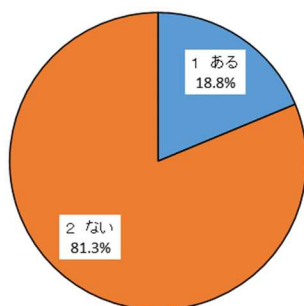
図表 27:Q15 の質問および回答

Q15:各項目への入力内容について分かり易かったですか？		
選択肢	回答数	割合
1 はい	9	(56.3%)
2 いいえ	7	(43.8%)
回答件数	16	(100.0%)



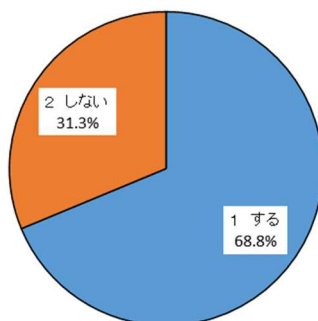
図表 28:Q16 の質問および回答

Q16:追加して欲しい入力項目や内容がありますか？		
選択肢	回答数	割合
1 ある	3	(18.8%)
2 ない	13	(81.3%)
回答件数	16	(100.0%)



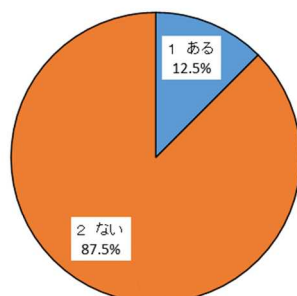
図表 29:Q17 の質問および回答

Q17:最終的にブラウザ画面に契約書が出来上がり、その内容をコピーして使うことを前提としているが、マイクロソフト社のワードなどのファイル出力があれば使用しますか？		
選択肢	回答数	割合
1 する	11	(68.8%)
2 しない	5	(31.3%)
回答件数	16	(100.0%)



図表 30:Q18 の質問および回答

Q18:現時点において、既存の項目において追加して欲しい契約書の種類はありますか？		
選択肢	回答数	割合
1 ある	2	(12.5%)
2 ない	14	(87.5%)
回答件数	16	(100.0%)



図表 31:Q19 の質問および回答

Q19:多くの方に利用して頂くために、どのような方法が考えられますか？
回答
著作権 契約書で検索して表示される以下のページに分かりやすく紹介して欲しい。 https://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_manual/index.html
著作権利用に関係しそうな YouTube や SNS など CM 挿入やバナー掲出して周知する
あらゆる SNS を使いクリエイター向けに拡散→周知→利用
検索エンジン対策、オンライン上での締結・合意が行えるサービス

図表 32:Q20 の質問および回答

Q20:今後(将来)、著作権の契約書作成において必要な分野・種類はどのようなものがありますか？		
選択肢	回答数	割合
1 ある	2	(12.5%)
2 ない	14	(87.5%)
回答件数	16	(100.0%)

図表 33:Q21 の質問および回答

Q21:その他にご要望がありましたら記入して下さい。
回答
業者からお客様に著作権等の話を切り出すのは、価格の問題もありなかなか言いづらいと思います。 よって世間一般的に著作権の問題(費用の発生)は当たり前だと、多くの分野に発信していただけるようよろしくお願いします。
それが Q19につながれば良いなと思います。
お客様に向かって著作権の有無を言うのは金額も発生するとこなので言いづらいと考えてました。 (それによって仕事が受注できなくなるのではという不安がありますので) 著作権の明確化が世間が一般になるように広がればよいと思います。

5-1-4 ニーズ調査からの課題

アンケートの結果より、他人の著作物を利用する場合 69%(Q2 の回答)は契約書を締結していないが、自分の著作物を他人に利用させる場合には 56.3%(Q6 回答)は契約書を作成していることが分かった。どちらのケースにおいても契約書を作成する際に困り事はなかったと回答している割合が多い。

現行のシステムについては「知らなかった」と回答したのは 87.5%(Q9 の回答)と高い。

他方で「知っている」と回答した 1 名については、「1 講演、パネルディスカッション、座談会」「3 原稿の執筆」と 2 回利用しているため、一度でも利用されれば著作権契約書作成支援システムは有益なシステムであることが認識されると想定される。

また、契約書の種類において不足している内容(Q12 の回答)を確認すると、「SNS 関連(YouTube, Twitter, Instagram など)での利用」や「二次的著作物の利用」について、多くのユーザーが必要なニーズを認識していることがわかる。

操作性(ユーザービリティ)については、分かりやすさについて「はい」と 75%(Q13 の回答)が回答しているが、ユーザービリティにおいて改善して欲しい点については「ある」と 75%が回答している。この内容についてはシステムの課題で上げたように、システム画面の古さやチェック機能などが不足していることが起因していると想定する。契約書ひな形の Microsoft Word 等への出力機能についての要望も 68.8%と高いため、システムにおける機能の拡充についてもニーズがあることがわかる。そのためにも、ユーザーにとって分かり易い画面や機能を設計する必要がある。

以上のことより、新たなシステムの在り方を検討する上でのニーズ調査からの課題として以下の2点があげられる。

課題3: SNS 関連での利用を想定した契約書種類と内容の見直し

ーアンケート結果においては、現在提供しているシステムの契約書の種類において、必ずしも対応がとれていない「SNS 関連(YouTube, Twitter, Instagram など)での利用」の不足が指摘された。本システムが提供されて以降、SNS が発達を続けており、時代の変化に対応するうえで、SNSに関連した契約をカバーすることは重要と考えられる。

課題4: 「著作権者」と「著作物の利用者」の利用を想定した導線

ーアンケート結果においては、著作権契約に関しては、著作権者自らが契約書を用意しているケースは半数強に留まっている。他方で、著作物の利用者から契約書を締結するケースも 3 割程度に留まっている。著作権契約を推進するうえでは、双方の契約意識を高めることが必要と考えられることから、本システムの導線についても、これら両者の利用を意識して設計する必要がある。

各課題への対応については、「5-3-2 機能・仕組み面の検討」で説明する。

5-2 課題を踏まえた新たなシステムの在り方

「5-1-2 現行のシステムの課題」の課題2および「5-1-4 ニーズ調査からの課題」の課題3より SNS の利用を想定した場合の新たなシステムの在り方について検討する。検討の前提として、対象となるターゲット像とニーズを明確化することが重要である。ターゲット像やニーズを明確化することにより新たなシステムの利用者数を想定することが可能となり、サーバを構築する際のサイジングの目安とすることが可能となるため、新たなシステムの在り方を設計する段階で定義する。

また、新たなシステムの当初目標に対しての達成度・満足度を測る評価指標となる KGI・KPI を設定する。

5-2-1 ターゲット像

新たなシステムの主なターゲット像としては、仕事として著作物を制作することがある者や、著作物の利用に当たり契約を締結するケースが発生する者、法律(特に著作権法)について、詳しい知識を有さない者が考えられる。代表的なターゲット像としては、契約の締結を行うことを考慮し、アマチュアクリエイターとして SNS に投稿するために著作物を制作する者や、アマチュアクリエイターが作成した著作物を利用したい者など、単純な素人ではなく職業として著作物の制作に関係している者を想定する。

5-2-2 ニーズ

新たなシステムの利用目的から、ターゲット像は「自分の著作権を守りたいクリエイター(権利者)」と「他人の著作物を利用したい者(利用者)」に分けられ、新たなシステムのユーザーにとって、どちらの視点でも分かりやすい導線とすることが求められる。また、SNS 利用を中心とした著作物の制作や二次利用を想定した契約書ひな形を追加することが求められる。これらは利用者のアンケート結果からもニーズが把握できる。

ニーズへの対応については、「5-3 新たな契約書ひな形の検討」で検討することとする。

5-2-3 KGI・KPI

新たなシステムに設定する KGI³・KPI⁴について検討を行った。

まず、KGI の設定に当たっては、新たなシステムを構築するに当たり達成すべき目標について検討した。

本調査研究における目的にもある通り、技術の進展及びSNSの普及等により、誰もが著作者になれる「1億総クリエイター時代」を迎えた現在、著作権に関する紛争を未然に防ぐようにするためにも契約書の作成が定着することが期待される。すなわち、従来以上に様々な場面で生じるようになった著作物について、その利用許諾、権利の移転等を「契約書」の書面に残す形で行うことを推進するものである。著作権に係る諸契約は諾成契約ではあるものの、書面により当事者の意思が明確に確認されないことにより、後日、その契約の解釈について問題となることが多いとされており、契約書の作成が推進されるべきものとなっている。そしてこれを解決すべく、簡便に契約書を作成できるようにするのが本システムである。これらを前提に、本システムが普及することを評価指標とすることが適切と考えられることから、契約書ひな形のダウンロード数を KGI として設定した。

KPI は、新たなシステムのトップページから契約書ひな形のダウンロードページまでたどり着く確率を「誘導率」として設定し、ユーザービリティを改善することにより契約書ひな形の作成途中で離脱する確率を減らし、誘導率を上げていくこととした。

³ Key Goal Indicator の略。最終的に設定される目標を提供的に評価する指標であり「重要目標達成指標」とも呼ばれる。

⁴ Key Performance Indicator の略。KGI を達成するためのプロセスの実施状況の評価する指標であり「重要業績評価指標」とも呼ばれる。

図表 34:設定する KGI・KPI

<u>KGI:契約書ひな形ダウンロード数</u>	= 契約書ひな形を作成しダウンロードされた数
<u>KPI:ダウンロードページへの誘導率</u>	= 契約書作成支援システムのトップページから契約書ひな形のダウンロードページへの誘導率

KGI・KPI における目標値の設定については、全体の前提条件を定義し、実際に公表されている数値をもとに算出している。

図表 35: KGI・KPI の前提条件

・目標値の設定については、システム稼働の1年間とする。 ・目標値の設定については、上記の数値を使用しているが、実際に運用を開始し訪問履歴を分析する。 分析の内容によっては数値(変数)を見直すことも検討する。 ・目標値に向けた、啓発活動が必要である。
--

以下に、(A)KPI、(B)KGI それぞれの目標値の設定について示す。

(A) KPI 目標値の設定

図表 36:KPI の目標値設定

KPI:ダウンロードページへの誘導率

【前提】

- ・現行サイトの「誰でもできる著作権契約 トップページ」「著作権契約書作成支援システム トップページ」が画面遷移の繋がりがあることと、1年間(2020/1/1～2020/12/31)のユニークユーザー (UU) 数が把握できるため
- ・「著作権契約書作成支援システム トップページ」は「誰でもできる著作権契約 トップページ」からのリンクがあり、他のサイトからの流入数は少ないと想定できるため

【設定定義】

- ・誰でもできる著作権契約 トップページ:①18,660UU/年
- ・著作権契約書作成支援システム トップページ:②982UU/年

【算出結果】

$$982\text{UU/年} \div 18,660\text{UU/年} = 5.26\%$$

→「誰でもできる著作権契約」ページを見たユーザーが「著作権契約書作成支援システム」ページへ誘導された割合を現在の「ダウンロードページへの誘導率」と推定

この数値を参考に、「著作権契約書作成支援システム」ページを訪問したユーザーが、最終的な契約書のダウンロードページまでたどり着く割合(誘導率)の目標を 5.26%の約 2 倍である **10%と設定**する。

(B) KGI 目標値の設定

図表 37: KGI の目標値設定

KGI: 契約書ひな形ダウンロード数

【前提】

- ・新規クリエイター(B)が1年に1度利用する
 - 個人の場合、複数の契約書パターンを利用することが少ないと想定
 - 1度作成した者は、ダウンロードした Word ファイルを再利用し、毎回本システムを利用しない想定
 - 毎年 8 万人増加すると予測
 - ターゲット像よりフリーランスのクリエイティブ職を、アマチュア(副業)として生計を立てている人を想定
- ※実際には、フリーランスのクリエイティブ職以外の利用と、新規増加の人数分が利用しないケースも考慮し8万人を前提の母数とする。

【設定定義】

(A) フリーランス人数 : ①本業 341 万人、②副業 148 万人

(内閣府「日本のフリーランスについて-その規模や特徴、協業避止義務の状況や影響の分析-」2019 より)

(B) 1年間で増えた人数: ③本業 19 万人、④副業 8 万人

(C) フリーランス職のうち、クリエイティブ職の割合: ⑤4.6%

【算出結果】

④8 万人 × ⑤4.6% = 3,680 **約 3,600 回/年(300 回/月)**

【データの出典元】

リクルート ワークス研究所 - データで見る日本のフリーランス(2020 年 3 月 30 日発行)

https://www.works-i.com/research/works-report/2020/freelance2020_jp.html

5-3 新たな契約書ひな形の検討

5-3-1 ケースごとの課題と対策

ターゲット像とニーズより想定されるケースを選定し、システム化に関する課題と新たなシステムの在り方について検討を行った。

現行のシステムの構築から 10 年以上経過しており、構築時には想定されていなかった著作物の流通・利用の実態がある。具体的には、2010 年以前に提供が始まっていた mixi(2004 年開始)や Facebook(2008 年日本語版公開)といった SNS に加え、Instagram のような写真・動画を客体とするもの、Twitter における画像投稿の簡便化、また TikTok のような短時間動画に特化した SNS の提供が始まる等、写真・動画の投稿環境が広がっている。また、動画配信に関しては、2005 年からサービスを開始していた YouTube が 2013 年から収益化モデルを開始すると、様々な動画配信者が誕生し、バーチャルユーチューバー・バーチャルライバーと呼称される二次元配信者も多数となっている。バーチャルユーチューバーの配信を支援するアプリ(例えば「にじさんじ」等)の登場により、配信の敷居も下がっている。

図表 38:過去 10 年の主な SNS・動画サイト等のサービス提供時期

SNS 等のサービス名	サービス提供時期	概要
mixi	2004 年 3 月	2010 年 android アプリ提供開始、招待制廃止(誰でも利用可能に)
YouTube	2005 年 12 月 公式サービス開始	(2006 年 google により買収、2013 年より一部でサブスクリプション方式の収益化を開始)
ニコニコ動画	2006 年 12 月 プレオープン、 2007 年 β 版リリース	—
Facebook	2008 年 5 月 日本語版インターフェース公開	日本法人設立は 2010 年 2 月
Instagram	2010 年 10 月	iOS 版の提供開始。 (android 版は 2012 年 4 月より提供)
LINE	2011 年 6 月	ショートメッセージ/通話ツールとして導入。のちに「タイムライン」機能などを導入し SNS 化。
Google +	2011 年 6 月	2019 年 4 月 サービス終了
Twitter (画像投稿機能実装)	2011 年 8 月	従来は外部サービスにアップロードした画像のリンクを貼る形式で画像投稿がなされていた。 なお、Twitter 自体は 2006 年 サービス開始(日本語版は 2008 年より提供)
にじさんじ	2018 年 2 月 (クローズドリリース)	iOS スマートフォン用アプリ。公式バーチャルユーチューバーが活動を行うためのアプリである (YouTube 等での配信を支援する)
TikTok	2019 年 9 月 中国にてサービス開始	—

SNS では、主に動画、画像、日記・つぶやきなどの文章が投稿されているケースが多い。動画については、映像や音楽に関する投稿が多いが、最近では SNS の運営サイトが提供する曲を使ってダンスを行う投稿も増えている。また、投稿されたものを二次利用することも増えると想定される。アンケート調査においても SNS に関する著作物の契約書ひな形については、多くの要望があり、実際に SNS での動画制作や二次利用は多くのユーザーが関係する。よって、SNS における著作物の利用ケースをいくつか想定した上で、これらのケースに対応した契約書ひな形を検討することとした。想定したケースは以下の3ケースである。

図表 39:想定ケース

想定ケース
ケース1: ネット上で活動するアマチュアクリエイターが、音楽や振付の制作委託を請け負うケース
ケース2: SNS 上に投稿された、素人が作成した音楽、振付、動画の二次利用をするケース
ケース3: SNS 上に投稿された、素人が作成した音楽、振付、動画の著作権を譲渡するケース

まず、現行システムで提供されている契約書ひな形を確認し、現行の契約書ひな形を一部修正することで対応できるか、もしくは新たな契約書ひな形を追加する必要があるかについて、ケースごとに検討を行った。さらに、「利用者が必要情報を入力することにより、ひな形に対して該当情報を挿入し、契約書を構成する」というシステムで、かかるケースに対応することができるかどうかを判断し、対応可能である場合には入力画面や契約書ひな形について検討を行った。

【ケース1】

ネット上で活動するアマチュアクリエイターが、音楽や振付の制作委託を請け負うケース

現行のシステムでは、制作委託に関し、「原稿の執筆」、「イラストの作成(ポスター・パンフレットなどの作成)」、「ビデオ(会社のイメージ映像、社員研修用映像等)の作成」、「写真の撮影」の4種類のひな形を提供している。それぞれの契約書ひな形は、言語の著作物、美術の著作物、映画の著作物、写真の著作物の制作に関する委託契約を締結するものである。今回、新たに追加を検討するケースは、音楽の著作物及び舞踏、無言劇の著作物の制作を委託するものであり、現行のシステムでは対応していないことから、「音楽の作成」及び「舞踏、無言劇の作成」の契約書ひな形を追加することとした。

「音楽の作成」及び「舞踏、無言劇の作成」の契約書ひな形については、現行の制作委託に関する契約書ひな形を参考に入力項目を検討した。現行の契約書ひな形の入力項目は、「1. 依頼内容」、「2. 著作権の帰属」、「3. 利用目的」、「4. 氏名表示」、「5. 対価」から構成されているが、「2. 著作権の帰属」から「5. 対価」については、現行の制作委託に関する契約書ひな形において、著作物の種類に関わらず同内容であるため、「音楽の作成」及び「舞踏、無言劇の作成」のひな形についても同一とした。「1. 依頼内容」については、それぞれのひな形ごとに必要と思われる入力項目を洗い出し、「音楽の作成」については、制作を委託する音楽の分類、テーマ、ジャンル、分数、曲調、使用楽器について、「舞踏、無言劇の作成」については、タイトル、テーマ、対象となる楽曲・音源、ジャンル、納入形式、分数、納入期限、納入物返却の有無について入力ができるようにした。

図表 40:ケース1の項目案一覧

音楽の作成		舞踏、無言劇の作成	
1. 依頼内容「依頼内容を入力してください」		1. 依頼内容「依頼内容を入力してください」	
■分類(以下より選択して下さい複数選択可) ①作詞 ②作曲 ③音源/演奏 ■音楽のテーマ ■ジャンル ■分数 ■曲調 ■使用楽器		■タイトル	
		■舞踏、無言劇のテーマ	
		■対象となる楽曲・音源	
		■ジャンル	
		■納入形式	
		■分数	
		■納入期限	
2. 著作権の帰属「著作権は依頼者に移転させますか？」		2. 著作権の帰属「著作権は依頼者に移転させますか？」	
	はい		はい
	いいえ		いいえ
3. 利用目的「音楽は何に利用しますか？全てチェックして下さい」		3. 利用目的「舞踏、無言劇は何に利用しますか？全てチェックして下さい」	
上演 ウェブサイト 使用期間 その他(自由記述)		上演	
		ウェブサイト	
		使用期間	
		その他(自由記述)	
4. 氏名表示		4. 氏名表示	
5. 対価		5. 対価	

※音源/演奏は、作詞・作曲したものを演奏した内容のものである。

また、現行の制作委託に関するひな形の入力項目についても併せて見直しを行ったところ、委員会において有識者から、

- ・「使用期間」や「改変や編集の可否」については、「文芸作品の原稿の執筆」では、ほぼ発生しないが、原稿の内容も様々なケースが考えられるため、「使用期間」については現行pのシステム通りとし、「改変や編集の可否」については、簡易的な「はい」「いいえ」の選択方式にする。「原稿の執筆」については改変や編集の可否が発生するケースがほとんどないため除外する。
- ・「イラスト」と表示されているが、現在では「グラフィック」の方が分かり易く汎用性もある。システム再構築の際は、他の項目も含め、使用する名称等も検討する。
- ・「利用目的」も、「利用形態」等の方が合っている。
- ・音楽の作成については、「JASRAC や NexTone 等の著作権等管理事業者に管理委託されている音楽は対象外とする」との記載を行うものとする。

といった意見が挙げられた。

用語の変更等については今後の検討事項としうえて、上記の委員からの意見、また見易さの確保等の観点から、「イラストの作成」、「ビデオの作成」、「写真の撮影」における「1. 依頼内容」の入力項目に「改変や編集の可否」(黄色地)を追加する。加えて、「3. 利用目的」の選択肢「ホームページ」については、本来はウェブページ全体を指す意味はないこと、また、企業・団体が運営する公式ウェブサイトを指すことがあるところ、公式ウ

ウェブサイトを持たずに Instagram や Facebook 等の外部のウェブサイトを利用するケースも増えていることから、現状に即した用語である「ウェブサイト」(黄色地に赤字)に変更することを提案する。

図表 41:項目への追加・変更項目(原稿の執筆、イラスト作成)

原稿の執筆		イラストの作成 (ポスター・パンフレットなどの作成)	
1. 依頼内容 「依頼内容を入力してください」		1. 依頼内容 「依頼内容を入力してください」	
	■ 原稿のテーマ		■ イラストのテーマ
	■ 原稿分量		■ サイズ
	■ 納入形式		■ 納入形式
	■ 納入期限		■ 納入期限
	■ 納入物返却の有無		■ 納入物返却の有無
			■ 改変や編集の可否
2. 著作権の帰属 「著作権は依頼者に移転させますか？」		2. 著作権の帰属 「著作権は依頼者に移転させますか？」	
	はい		はい
	→二次的著作物を作る(例:翻訳する、要約する、映像化する等)権利と出来上がった二次的著作物(翻訳物、要約物、映像作品等)を利用する権利も依頼者に移転させますか？		→二次的著作物を作る(例:動画化する、立体化する等)権利と出来上がった二次的著作物(翻訳物、要約物、映像作品等)を利用する権利も依頼者に移転させますか？
	いいえ		いいえ
3. 利用目的 「文章は何に利用しますか?該当する利用方法を全てチェックして下さい」		3. 利用目的 「イラストは何に利用しますか?全てチェックして下さい」	
	印刷物		印刷物
	ウェブサイト		ウェブサイト
	使用期間		使用期間
4. 氏名表示		4. 氏名表示	
5. 対価		5. 対価	
6. 当事者		6. 当事者	
	■ 撮影者		■ 撮影者
	■ 依頼者		■ 依頼者

図表 42:項目への追加・変更項目(ビデオの作成、写真の撮影)

ビデオ (会社のイメージ映像、社員研修用映像等) の作成		写真の撮影	
1. 依頼内容 「依頼内容を入力してください」		1. 依頼内容 「依頼内容を入力してください」	
	■ タイトル		■ 写真のテーマ
	■ テーマ		■ 形式
	■ 映像種別		■ 枚数
	■ 収録時間		■ 納入形式
	■ 納入媒体		■ 納入期限
	■ 納入回数		■ 納入物返却の有無
	■ 納入期限		■ 改変や編集の可否
	■ 納入物返却の有無		
	■ 改変や編集の可否		
2. 著作権の帰属 「著作権は依頼者に移転させますか？」		2. 著作権の帰属 「著作権は依頼者に移転させますか？」	
	はい		はい

ビデオ（会社のイメージ映像、社員研修用映像等）の作成		写真の撮影	
	→二次的著作物を作る（例：実写映像をアニメ化する、コラージュを制作する等）権利と出来上がった二次的著作物（アニメ化された作品、コラージュ等）を利用する権利も依頼者に移転させますか？		→二次的著作物を作る（例：コラージュを作る、変形する等）権利と出来上がった二次的著作物（コラージュ、変形物等）を利用する権利も依頼者に移転させますか？
	いいえ		いいえ
3. 利用目的 「映像作品は何に利用しますか？全てチェックして下さい」		3. 利用目的 「写真は何に利用しますか？全てチェックして下さい」	
	上映		印刷物
	ウェブサイト		ウェブサイト
	使用期間		使用期間
4. 氏名表示		4. 氏名表示	
5. 対価		5. 対価	
6. 当事者		6. 当事者	
	■ 撮影者		■ 撮影者
	■ 依頼者		■ 依頼者

【ケース2】

SNS上に投稿された、素人が作成した音楽、振付、動画の二次利用をするケース

既存の著作物の利用に関する契約書ひな形として、現行のシステムでは「既存の原稿（エッセイ、詩、小説など）やイラスト、写真などの利用許諾」のひな形を提供している。当該ひな形では、入力項目の「1. 利用物の特定」で、美術の著作物（イラスト）、写真の著作物（写真）及び言語の著作物（エッセイ・詩等言語の著作物）のうち、どの著作物を利用するのかを選択することとなっているが、音楽の著作物、映画の著作物及び舞踏、無言劇の著作物は選択することはできない。

図表 43:項目への追加・変更項目（ビデオの作成、写真の撮影）

既存の原稿（エッセイ、詩、小説など）やイラスト、写真などの利用許諾 << Home
▶確認>完成

契約書作成のための入力項目

1. 利用物の特定 「何を利用しますか？該当する項目1つにチェックして下さい」 [HELP](#)

☐ イラスト	タイトル:	
☐ 写真	タイトル:	
☒ エッセイ・詩等言語の著作物	タイトル:	

2. 利用目的 「著作物は何に利用しますか？利用するもの全てにチェックして下さい」 [HELP](#)

☐ 印刷物 ☐ ホームページ ☐ 映像において利用

現行の「既存の原稿（エッセイ、詩、小説など）やイラスト、写真などの利用許諾」の契約書作成のための入力項目は、「1. 利用物の特定」、「2. 利用目的」、「3. 氏名表示」、「4. 対価」、「5. 当事者」であるが、「2. 利用目的」以降は、著作物の種類に関わらず同一の内容である。よって、「1. 利用物の特定」の選択項目である「イラスト」「写真」「エッセイ・詩等」に、新たに「動画」「音楽」「振付」を追加することを委員会において確認した。

図表 44:項目への追加・変更項目（ビデオの作成、写真の撮影）

1. 利用物の特定

☐ イラスト（美術の著作物）
☐ 写真（写真の著作物）
☐ エッセイ・詩等（言語の著作物）
☐ 動画（映画の著作権物）
☐ 音楽（音楽の著作権物等）
 ☐ 作詞
 ☐ 作曲
 ☐ 音源/演奏
☐ 振付（舞踏、無言劇の著作権物）

} **新規に追加**

音楽については、ケース1で検討した内容と同じく、「作詞」「作曲」「音楽/演奏」を複数選択できるチェック項目として定義する。

項目の追加と連動した契約書ひな形の変更箇所について、既存の契約書ひな形をもとに契約書ひな形案を作成し、委員会において確認した。

図表 45:契約書ひな形案

契約書	
_____(以下「甲」という。)と_____(以下「乙」という。)とは、著作物の利用に関し、以下のとおり契約を締結する。	
第1条（利用許諾）	
甲は、乙に対し、以下の※※※(以下「本著作物」という。)につき、以下の利用を許諾する。	
1	利用作品名: _____
2	利用方法: _____
(1)ウェブサイトにおける掲載	
	サイト名: _____
	掲載期間: ____年 ____月 ____日まで
3	乙は、当該利用にあたっては、事前にその具体的な利用態様を甲に示し、甲の承諾を得るものとする。
第2条（著作者人格権）	
1	乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要とする。
2	乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。
第3条（保証）	
甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。	
第4条（対価）	
甲乙は、本契約に基づく一切の対価は無償であることを相互に確認する。	
第5条（その他）	
本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。	
本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。	
____年 ____月 ____日	
甲	住所
氏名	印
乙	住所
氏名	印

※※※の部分については、「1. 利用物の特定」で選択した内容によって、表示される項目を変更する。

図表 46:表示される内容一覧

著作物の種類	※※※の内容
映画の著作物	映画
音楽の著作物	音楽
舞踏・無言劇の著作物	舞踏・無言劇

また、今後 SNS の利用の増加に伴い、SNS にアップロードされた著作物に対して、契約書を作成することが増えると想定される。このように「クリエイター＝権利者」が SNS にアップロードした著作物を二次利用するケースとし

て、「動画の制作・アップロード」「詩や小説等の文章の作成・アップロード」「振付を考案してダンスを作成し、その動画をアップロード」「音声を作成・アップロード」「撮影した写真・描いた画像をアップロード」を想定する。この場合に生じる著作物の種類と現行システムにおける契約書ひな形の対応状況は以下の通りである。

図表 47: SNS を想定したケースの契約書ひな形

想定されるケース	著作物	契約書ひな形
動画を作成してアップする (YouTube 等の動画サイト)	映画の著作物 音楽の著作物	7. 既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾 ・言語の著作物 ・美術の著作物 ・写真の著作物 ・音楽の著作物(追加予定) ・映画の著作物(追加予定) ・舞踏、無言劇の著作物(追加予定)
詩や小説などの文章を作成してアップする(ブログ、twitter、Instagram など)	言語の著作物	
ダンスを作成してアップする (YouTube や TikTok 等の動画サイト)	舞踏、無言劇の著作物	
音声を作成してアップする (clubhouse)	言語の著作物	
写真・画像を作成してアップする (Instagram など)	写真の著作物 美術の著作物	

SNS の利用を想定した場合でも、現行システムの「7. 利用許諾」の契約書ひな形で対応可能であることが分かるが、今後の SNS におけるサービスや技術の進展等によっては、新たな契約書ひな形の追加を検討する必要があると考えられる。

【ケース3】

SNS 上に投稿された、素人が作成した音楽、振付、動画の著作権を譲渡するケース

現行のシステムでは、制作委託に関する「原稿の執筆」、「イラストの作成(ポスター・パンフレットなどの作成)」、「ビデオ(会社のイメージ映像、社員研修用映像等)の作成」、「写真の撮影」のひな形の入力項目において、著作権を依頼者に移転させるか否かを選択する項目が存在している。

図表 48: 表示される内容

「契約書作成支援システムにおける著作権の帰属を確認する項目」

2. 著作権の帰属「著作権は依頼者に移転させますか？」 [HELP](#)
☐ はい ☒ いいえ

しかし、既存の著作物の著作権を譲渡する契約書ひな形は提供されていないため、譲渡に関する契約書ひな形を追加することを検討した。

譲渡に関する契約書ひな形は、現行のシステムで提供されているひな形とは性質を異にするため、新たに作成

する必要があると考えられる。この点、委員会では、「全ての譲渡」と「一部の譲渡」のケース分けの必要性が指摘された。そのため、システムの入力項目として譲渡範囲につき「全て譲渡」および「一部の譲渡」の2項目を選択し、後者については「譲渡の範囲」の入力項目（自由記述）を設けることとした。今後、具体的な譲渡の範囲の頻出ケース等の分析がなされれば、これに対応した項目の提示、新たな契約書ひな形の設定も可能となる。

契約の客体については「譲渡させる著作物の種類」の入力項目を設け、その種類を選択する形としている。「対価」や「改変や編集の可否」、「氏名表示」については、「イラストの作成(ポスター・パンフレットなどの作成)」における入力項目を参考に設定した。

なお、委員会では「権利者が不用意に著作権を失わないように注意する必要がある」といった意見が出たことから、譲渡に関する契約書ひな形をシステムで提供することの是非について、改めて慎重に検討する必要がある。

また、譲渡に関する契約書ひな形を追加することとした場合でも、「一部の譲渡については、著作物の種類により複数のパターンが考えられることによりトラブルが発生することもある」といった意見が出たことから、譲渡する範囲を自由記述とすることとしたが、まずは「全て譲渡」のケースのみ提供し、「一部の譲渡」の追加要望が多い場合に提供パターンを再検討してはどうかといった意見も出されたことから、譲渡に関する契約書ひな形の追加にあたっては、これらの意見を考慮する必要がある。

図表 49:譲渡契約に関するシステム入力項目一覧

区分	入力項目(全て譲渡)	入力項目(一部の譲渡)
1.譲渡の範囲	■譲渡する範囲 ・全部	■譲渡する範囲 ・譲渡する範囲を記述()
2.譲渡させる著作物の種類	■著作物の種類(名称を自由記述する) 著作物の種類は選択方式 ・言語の著作物 ・美術の著作物 ・音楽の著作物 ・写真の著作物 ・映画の著作物 ・舞踏、無言劇の著作物	←と同じ
3.対価	■対価の額と支払期限を入力して下さい。(入力) ・金額 ・支払期限	←と同じ
4.改変や編集の可否	■改変や編集の可否を選択して下さい。 ・可 ・非	←と同じ
5.氏名表示	■表示する氏名を入力して下さい。	←と同じ

「譲渡」に関する契約書ひな形案を作成し、委員会において確認を行った。

図表 50:譲渡契約書ひな形案

契約書

_____ (以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)とは、「**」の著作権の譲渡に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（著作権の譲渡）

甲は、第3条に定める譲渡代金の受領と引き換えに、乙に対し、別紙記載の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。以下「本件著作権」という。）に関するすべての著作権を譲渡する。

第2条（保証）

甲は乙に対し、本件著作物が第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証する。

第3条（対価）

乙は、甲に対し、原稿執筆業務及び本著作物の利用許諾の対価、その他本契約に基づく一切の対価として、

金_____円（消費税込み）を、令和__年__月__日までに支払う。

報酬・対価に係る消費税や所得税（源泉徴収）については、支払いの相手方や報酬・対価の額等によって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。

第4条（権利の帰属）

著作権は乙に帰属する。

第5条（利用許諾）

甲は乙に対し、本著作物を下記形態で利用することを譲渡する。

(1) 譲渡の範囲

全て譲渡

譲渡する範囲（ ）

(2) 利用にあたっての翻訳の可否: 否

第6条（著作者人格権）

1 乙が本著作物の内容・表現又はその題号に変更を加える場合には、あらかじめ甲の承諾を必要としない。

前条において翻訳を可とした場合も同様とする。

2 乙は、本著作物を利用するにあたって、以下のとおり著作者の表示をしなければならない。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

____年__月__日

甲	住所		
	氏名	印	
乙	住所		
	氏名	印	

以上を踏まえ、新たなシステムで提供する契約書ひな形は以下のように追加・変更を行うことを提案する。

ただし、「⑤ 著作権の譲渡」については、権利者が不用意に著作権を失わないように注意する必要があるため、譲渡に関する契約書ひな形をシステムで提供することの是非について、慎重な検討が必要である。また、譲渡に関する契約書ひな形を提供する場合も、「一部の譲渡」となるケースが多く想定され、著作物の種類によって内容が異なり、様々なパターンが発生することが想定されるため、システム化を行う際には慎重な検討が必要である。

図表 51:著作権範囲の見直し

区分	ひな形の種類	形態	新システムが対象としている著作物の種類
① 役務の提供	1.講演、パネルディスカッション、座談会	著作物	言語の著作物
	2.演奏会、上演会などにおける実演	実演	音楽の著作物 脚本の著作物(音楽の著作物) 舞踏、無言劇の著作物
② 公募	8.主催者が利用するイラストなどの公募 9.展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集	著作物	言語の著作物 美術の著作物 音楽の著作物 写真の著作物 映画の著作物
③ 制作委託	3.原稿の執筆 4.イラストの作成(ポスター・パンフレットなどの作成) 5.ビデオ(会社のイメージ映像、社員研修用映像等)の作成 6.写真の撮影 ●.音楽の作成 ●.舞踏・無言劇の作成	著作物	言語の著作物 美術の著作物 映画の著作物 写真の著作物 音楽の著作物 舞踏・無言劇の著作物
④ 既存の著作物の利用	7.既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真、自作の楽曲・映画、舞踏(ダンス)・無言劇などの利用許諾	著作物	言語の著作物 美術の著作物 写真の著作物 言語の著作物 美術の著作物 写真の著作物 舞踏・無言劇の著作物
⑤ 著作権の譲渡	●.既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真、自作の楽曲・映画、舞踏(ダンス)・無言劇などの利用許諾	著作権	言語の著作物 美術の著作物 映画の著作物 写真の著作物 音楽の著作物 舞踏・無言劇の著作物

●赤字(下線付き):新規追加

●青字(下線付き):既存の修正

5-3-2 機能・仕組み面の検討

新たなシステムの利用の促進を図るためには、契約書ひな形の見直しだけではなく、機能・仕組み面でも利便性の高い画面及び操作性が必須と考える。よって、「5-1-2 現行のシステムの課題」および「5-1-4 ニーズ調査からの課題」の課題への対応を図る為にも新たな機能・仕組みの在り方について検討する。

上記の検討に当たっては、「ユーザーの立場を意識した導線」、「利用ケースを想定したデモや事例の作成」、「利用者にやさしい見栄え・操作感」、「本システムを利用してもらえるような周知活動」、「利用者の満足度を図る仕組み」、「著作権契約書の英訳」といった観点を取りあげ、対応の提案を行うこととする。

(A)ユーザーの立場を意識した導線

新たなシステムのユーザーは、「著作権を持っている者＝クリエイター（権利者）」と「著作物を利用する者＝クリエイターと契約したい人（利用者）」に分けられるが、委員会においては、現行のシステムでは、権利者か利用者かどちらの立場で契約書を作成してよいか迷うのではないかとコメントがあった。

現行のシステムでは、ユーザー自身が作成したい契約書の種類を選択する形式となっているため、作成したい契約書の種類が分からないユーザーは契約書作成に至らない可能性がある。このため、作成したい契約書まで簡単にたどり着けるよう、ユーザーの立場を考慮した画面を作成する。

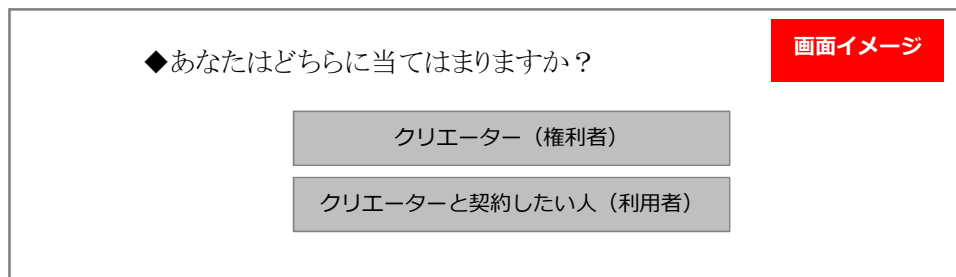
ただし、本システムを利用したことのあるユーザー等、最初から作成する契約書の種類が分かっているユーザーもいることから、現行の画面は残し、新たにユーザーの立場を考慮した画面を作成する。

図表 52:現行システムの TOP 画面

契約書作成の開始	
まずは、下記の中から作成する契約書の種類をお選びください。	
▶ 契約書の作成	
▶ 1. 講演、パネルディスカッション、座談会	
▶ 2. 演奏会、上演会などにおける実演	
▶ 3. 原稿の執筆	
▶ 4. イラストの作成(ポスター・パンフレットなどの作成)	
▶ 5. ビデオ(会社のイメージ映像、社員研修用映像等)の作成	
▶ 6. 写真の撮影	
▶ 7. 既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾	
▶ 募集要項の作成	
▶ 8. 主催者が利用するイラストなどの公募	
▶ 9. 展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集	

具体的には、初めてシステムを利用するユーザーには、「クリエイター（権利者）」「クリエイターと契約したい人（利用者）」のどちらかを選択させ、ユーザーの立場をはっきりとさせることで、目的とする契約書ひな形へ適切にたどり着く仕組みを構築する。

図表 53:分岐画面



◆あなたはどちらに当てはまりますか？

画面イメージ

クリエイター（権利者）

クリエイターと契約したい人（利用者）

「クリエイター（権利者）」を選択した後の画面遷移は、「1. どの著作物のクリエイターか（言語の著作物であるか、美術の著作物であるか等、著作物の種類を選択する）」→「2. 利用者より依頼された内容（契約形態が役務であるのか、制作委託であるのか等を選択する）」→「3. 利用される場面（例えば公募の場合、主催者が利用するイラストの公募であるのか、展覧会等の策印募集であるのかを選択）」の順番である。

なお、赤字については図表 51 に示したとおり、契約書ひな形の見直しにより、追加となった内容・場面である。

図表 54:権利者(クリエイター)からの導線

1. どの著作物のクリエイターか	2. 利用者より依頼された内容	3. 利用される場面
言語の著作物	① 役務の提供	1. 講演、パネルディスカッション、座談会
	② 公募	8. 主催者が利用するイラストなどの公募 9. 展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集
	③ 制作委託	3. 原稿の執筆
	④ 既存の著作物の利用	7. 既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾
	⑤ 著作権の譲渡	●. 著作権の譲渡
美術の著作物	② 公募	8. 主催者が利用するイラストなどの公募 9. 展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集
	③ 制作委託	4. イラストの作成(ポスター・パンフレットなどの作成)
	④ 既存の著作物の利用	7. 既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾
	⑤ 著作権の譲渡	●. 著作権の譲渡
音楽の著作物	① 役務の提供	2. 演奏会、上演会などにおける実演
	② 公募	8. 主催者が利用するイラストなどの公募 9. 展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集
	③ 制作委託	●. 楽曲の制作(新規)
	④ 既存の著作物の利用	7. 既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾を修正
	⑤ 著作権の譲渡	●. 著作権の譲渡
映画の著作物	② 公募	8. 主催者が利用するイラストなどの公募 9. 展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集
	③ 制作委託	5. ビデオ(会社のイメージ映像、社員研修用映像等)の作成
	④ 既存の著作物の利用	7. 既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾を修正
	⑤ 著作権の譲渡	●. 著作権の譲渡
写真の著作物	② 公募	8. 主催者が利用するイラストなどの公募 9. 展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集
	③ 制作委託	6. 写真の撮影
	④ 既存の著作物の利用	7. 既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾
	⑤ 著作権の譲渡	●. 著作権の譲渡
舞踏、無言劇の著作物	① 役務の提供	2. 演奏会、上演会などにおける実演
	③ 制作委託	●. 舞踏・無言劇の制作(新規)
	④ 既存の著作物の利用	7. 既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾を修正
	⑤ 著作権の譲渡	●. 著作権の譲渡

「利用者(クリエイターと契約したい人)」を選択した後の画面遷移は、「1. 利用したい著作物(言語の著作物であるか、美術の著作物であるか等、著作物の種類を選択する)」については、クリエイターと同様である。以降は、より著作権を扱う経験の少ない層を意識し、「2. 利用したい場面(具体的なイメージが想定できるよう、場面を提示し選択)」を経て、契約書のひな形作成に進む。

なお、赤字については前掲図表 54 と同様に、図表 51 に示したとおり、契約書ひな形の見直しにより、追加となった内容・場面である。

図表 55:利用者(クリエイターと契約したい人)からの導線

1. 利用したい著作物	2. 利用したい場面
言語の著作物	1.講演、パネルディスカッション、座談会
	8.主催者が利用するイラストなどの公募
	9.展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集
	3.原稿の執筆
	7.既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾
	●.著作権の譲渡
美術の著作物	8.主催者が利用するイラストなどの公募
	9.展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集
	4.イラストの作成(ポスター・パンフレットなどの作成)
	7.既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾
	●.著作権の譲渡
音楽の著作物	2.演奏会、上演会などにおける実演
	8.主催者が利用するイラストなどの公募
	9.展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集
	●.楽曲の制作(新規)
	7.既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾を修正
	●.著作権の譲渡
映画の著作物	8.主催者が利用するイラストなどの公募
	9.展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集
	5.ビデオ(会社のイメージ映像、社員研修用映像等)の作成
	7.既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾を修正
	●.著作権の譲渡
写真の著作物	8.主催者が利用するイラストなどの公募
	9.展覧会、発表会、コンクールなどの作品募集
	6.写真の撮影
	7.既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾
	●.著作権の譲渡
舞踏、無言劇の著作物	2.演奏会、上演会などにおける実演
	●.舞踏・無言劇の制作(新規)
	7.既存の原稿(エッセイ、詩、小説など)やイラスト、写真などの利用許諾を修正
	●.著作権の譲渡

また、選択形式で契約書ひな形までの誘導を行うため、利用者が目的とする契約書ひな形が提供されないことも考えられる。本システムで作成可能なシステムを一覧できるようにし、契約書ひな形が無い場合には本システムでは対応していない旨を明示することで、ミスマッチを最小限にとどめられるようにすることが考えられる。

なお、図表では、現行のシステムで使用している法律用語等を用いているが、実際にシステムを構築する際は、著作物の例示を実状に即した用語に修正する必要がある。(例えば「映画の著作物」は、劇場用映画のみを連想する者がいると考えられるため)

図表 56:実状に即した用語(例)

著作物の種類	著作物の例示
言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
美術の著作物	イラスト、絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など(美術工芸品も含む)
映画の著作物	劇場用映画、テレビドラマ、ネット配信動画(YouTube など)、ビデオソフト、ゲームソフト、コマーシャルフィルムなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
舞踏、無言劇の著作物	演劇、舞踊、オペラ、バレエの上演等

(B)利用ケースを想定したデモや事例の作成

これまでに「誰でもできる著作権契約」「誰でもできる著作権契約マニュアル」「著作権契約書作成支援システム」サイトの運営において蓄積した資産を使用し、利用者の利便性の向上(＝利用が増える)を図るため、利用ケースを想定したデモや事例の作成に係るサイトの追加を検討することは有益と考える。

以下、追加サイトの作成方法などについての詳細を提案する。

①事例サイト

「誰でもできる著作権契約」(https://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_intro/index.html)サイトにおいて、Flash Player(Adobe 社)を使用しトラブル事例を3つ掲載している。

(Flash Player は 2020 年 12 月 31 日でサポートが終了しており、対応しているブラウザでも表示されない)

図表 57:誰でもできる著作権契約書サイト



Flash Player を表示させる画面において右上の「契約書作成支援システム」「著作権作成マニュアル」へのリンクボタンの設定に誤りがあり、ボタンをクリックしても遷移しない。どちらも存在しているサイトであるため、リンクの URL を変更することを提案する

Flash Player で作成されている資産を利用し、画面のキャプチャと説明文のみを記載したサイトを作成する。

図表 58:事例サイトの流用

トラブル事例1：講演会場	トラブル事例2：原稿依頼編	トラブル事例1：作品募集編
静止画	静止画	静止画
説明文	説明文	説明文
静止画	静止画	静止画
説明文	説明文	説明文
静止画	静止画	静止画
説明文	説明文	説明文

Flash Player の素材を流用し作成する際は、

静止画像:動画の画面コピー

説明文:音声を文章化

作業を行うことで作成することが可能であるため、改めて作成する必要はない。

② FAQ サイト

「頻繁に尋ねられる質問」「よくある質問」を纏め、「権利者(クリエイター)」「利用者(クリエイターと契約したい人)」の立場で纏めることで FAQ を作成する。

FAQ サイト構築の目的およびメリットとして、以下があげられる。

- 問い合わせ対応のコスト削減
- カスタマーサポートの品質向上
- サイトの SEO 強化

FAQ サイトを構築する手順案としては以下の通りである。

STEP1 FAQ の材料を収集する

- ・過去の問合せ記録などを使用する
- ・想定される問合せ内容を作成する

STEP2 「質問」情報を整理

- ・著作権に関する内容や、操作方法などを分類する
- ・問合せの多い順に並べる

STEP3 「回答」情報を紐づける

- ・回答を作成し、各契約書ひな形へのリンクと関連するサイト情報を記載する

Point 利用者視点で分かりやすい FAQ を作成すること

STEPに沿ってFAQの事例(案)(下図参照)を作成し、回答には契約書ひな形へ遷移させることで利用者の満足度を上げる仕組みとする。

図表 59:FAQ(例)

FAQ(案)
作成しアップした動画(YouTube等の動画サイト)を二次利用したい場合
詩や小説などの文章(ブログ、twitter、Instagramなど)を二次利用したい場合
作成しアップしたダンス(YouTubeやTikTok等の動画サイト)を二次利用したい場合
講演、パネルディスカッション、座談会に参加して欲しい
演奏会、上演会で実演して欲しい
原稿の執筆を依頼したい
写真撮影やイラスト作成を依頼したい
イラストの作成を依頼したい
ビデオの撮影を依頼したい
写真の撮影を依頼したい
既存の原稿、イラスト、写真を二次利用したい
イラストなどの公募を行いたい
展覧会、発表会、コンクールなどの作品の募集を行いたい

(C)利用者にやさしい(理解しやすい)見栄え・操作感

初めて本サイトを利用する者は、トップ画面の説明を確認することで、訪問したサイトが目的を達成するのに有益なサイトであるかを判断する。そのためにも利用者にやさしい(理解しやすい)見栄えや操作感を本サイトに備え、何が出来るのかを簡単に分かり易く説明する必要がある。

Point

- ・何が出来るサイトなのか(利用目的)
- ・どのような手順で作成できるのか
- ・画面の分かり易さと入力項目のチェック

新システムにおける画面(案)を構築する際に注意した項目は以下のとおりである。

トップ画面のポイント

最初に関連されるトップ画面については、本サイトの目的(何が出来るのか?)、またその手順を分かりやすく記載する。これにより、トップ画面の段階で「このサイトが自分の目的に合致している」「欲しい情報を得られる」ことを伝え、次ページ以降に進み、サイトを利用する意欲を持ってもらうことを目指す。

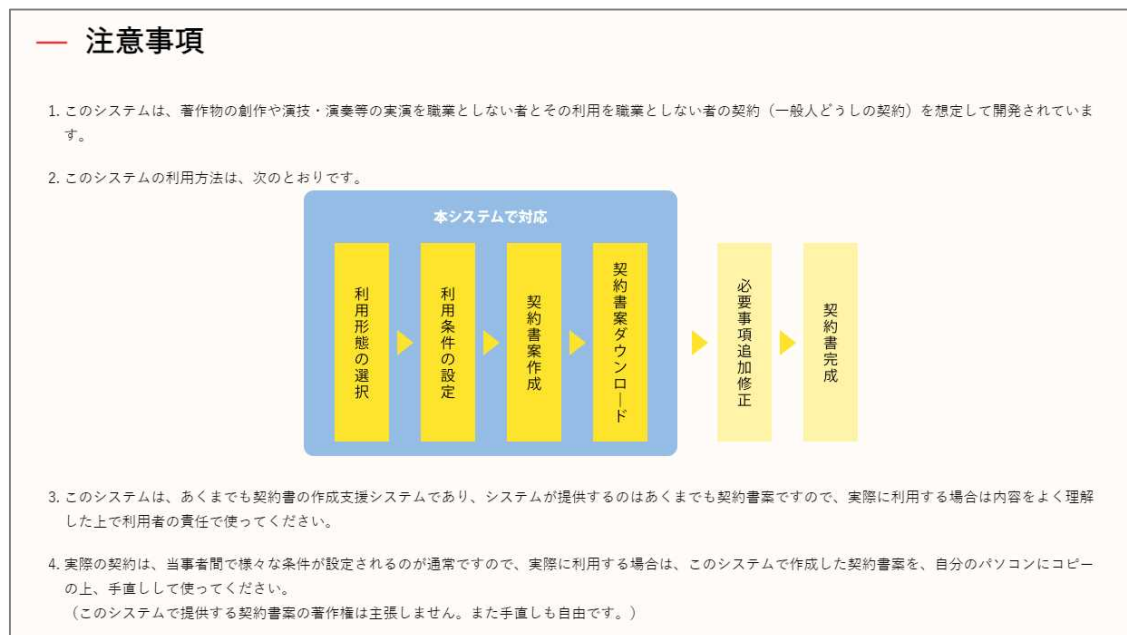
- 本サイトで何が出来るのかを説明する。

図表 60:ご案内サイトの例



- どのような手順で作成するのかを説明する。

図表 61:作成手順の説明サイトの例



契約書作成画面のポイント

全体的なボリューム感が分かり、入力についてもなるべく時計やカレンダー機能を使用することで利用者にもわかりやすく、システムへのエラーチェックの軽減になるものとする。

完成した契約書ひな形についても Microsoft Word へダウンロードできる機能も作成する。

図表 62:入力画面のサイト

現行システムの手順	課題への対応
1.各項目の分類全体を表示	・入力項目の全体を表示させることで、入力量がわかり、分類ごとに表示/非表示することが可能である ・日付や時間については手入力だけでなく、カレンダーや時計を選択するような補助機能を追加する

現行システムの手順	課題への対応
3. 契約書ひな形の出力 第6条 (その他) 本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。 本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。 平成 年 月 日 甲 住所 _____ 氏名 _____ 印 乙 住所 _____ 氏名 _____ 印 戻る ● 完成・ダウンロード ● DownLoad(English)	・契約書を全選択してワープロソフトへ貼り付ける必要がなく、word またはテキストへ出力する ・日本語を得意としない者向けに、英文化した契約書文面を出力可能とする

(D)著作権に詳しくない人に向け、本システムを利用してもらえるような周知活動

新たなシステム構築の際に設定した目標値を達成するためには、ユーザーへの周知活動が必須である。委員会においても周知活動が少なく、著作権契約書作成支援システムのサイトを知らないユーザーが多いことへの懸念が示されており、今後の課題とされている。以下、当該課題への対応について提案する。

(a)周知活動

システムやサービスを開始する際に、多くのユーザーへの周知を図るため、実施が想定される活動である。

- ・文化庁ウェブサイトでの新着情報への記載
- ・セミナーなどで配布するチラシの作成
- ・各サイトとの連携に使用するバナー(文化庁ウェブサイトのトップ画面へのバナーや関連リンクへの追加)
- ・動画の作成(Flash Player の動画を YouTube 等にアップロードできる動画へ変換して利用)

(b)SEO 対策

当該サイトが検索サイトにおいて上位に検索されるような対策が必須である。日本の主流な検索サイトといえば、メインは「Yahoo!」と「Google」である。この2つはSEO対策必須ということになる。

しかし、Yahoo!の検索エンジンはGoogleのものを借りて使っているので、GoogleのSEO対策ができればYahoo!への対策もできることになる。ただし、Yahoo!は、検索結果に対し、Yahoo!が保持しているコンテンツや提携先の情報など、サイト情報を独自に差し込むので、注意が必要である。

また、URLのドメインについても、現行システム同様に文化庁のサブドメインを利用することを推奨する。新しくサイトを構築した場合、Googleに登録されるまでに一定期間を必要とするが、「go.jp」ドメインについては、Googleのクローラー(ウェブサイトの情報を検索結果に反映させるため、自動的に情報を収集するプログラム)が優先的に情報を収集するためである。

参考として、現行の著作権契約書作成支援システムを検索サイトにて出力する目的で、3種の検索文字列パターンにより検索サイトを実証した結果は以下のとおりであり、「システム」という用語が入らない場合には、「誰でもできる著作権契約マニュアル」あるいは「誰でもできる著作権契約」のページが上位に表示される。

図表 63:補足 検索サイトによる検索結果(2021.3.10 確認)

検索文字列	検索順	検索ページ(文化庁分)
Yahoo!で、「著作権契約書」で検索 (Google も同じ)	1	「誰でもできる著作権契約マニュアル」Top page - 文化庁 < https://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_manual/index.html >
	2	誰でもできる著作権契約 - 文化庁 < https://www.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_intro/ >
Yahoo!で、「著作権契約書 ひな形」で検索 (Google も同じ)	検索順、検索ページ(文化庁分)も、上記と同じ	
Yahoo!で、「著作権契約書 システム」で検索 (Google も同じ)	1	著作権契約書作成支援システム - 文化庁 < https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-system/ >
	2	著作権契約書作成支援システム(注) < https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-system/section6/ >

注:「イラストの作成(ポスター・パンフレットなどの作成)の注意事項」画面が2番目に検索される。

(c) SNSサイトとの連携

文化庁 SNS と連携し周知活動を行うことで SNS の約 6.8 万人(累計)のフォロワーに対してメッセージを送ることが可能となる。

図表 64:文化庁の SNS 情報

SNS	名称	URL	フォロー人数
Facebook	文化庁 (Agency for Cultural Affairs, Government of Japan) @bunkacho・政府機関	https://www.facebook.com/bunkacho/	12,425 人
Twitter	ぶんかる【文化庁公式】 @prmag_bunka	https://twitter.com/prmag_bunka	3.9 万人
YouTube	bunkachannel	https://www.youtube.com/channel/UCE24T0FQaP4jpFgX720e4BQ	1.08 万人
LINE	文化庁	https://line.me/R/ti/p/%40054jdnlx	6,077 人

(2021.3.10 時点の人数)

また、利用者における当該サイトのイメージ向上を図るうえで、SNS と連携し統一したシンボルマーク(バナーなど)を作成することは有益である。

(d) 授業における教材としての活用

本システムは、「法律(特に著作権法)について、詳しい知識を有さない人」を対象としていることにより、また簡単に契約書ひな形を作成できるツールとしての役割もあるため、教育機関における授業の教材としても利用できると想定される。教育機関で教師等の指導のもと本システムを経験することにより、契約書を作成する行為に関するハードルを下げることが可能となる。

(E)利用者の満足度を図る仕組み

本システムにおける現行のサイトでは、アクセス解析ツールでは直接的に利用ユーザーの満足度を確認できる手段がない。

また、一般公開(ログイン情報など持たない)しているサイトの特性上、利用者に直接ヒアリングを実施することも難しい。

よって、各項目を入力した最後のページ(契約書ひな形がダウンロードできるサイト)にアンケートを設けることが考えられる。強制的ではないので、回答率は低い可能性があるが、アンケートへの回答内容がシステムの改善にあたり貴重な意見となることが想定される。

回答内容については、KGI・KPI の目標値を再度検討する際の参考として利用する。

契約書ひな形のダウンロードページにおいて、アンケート入力用の画面をポップアップで表示するイメージは以下の通りである。

図表 65:満足度向上のためのアンケート

第6条 (その他)
本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。
本契約締結の証として、本契約第2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

平成 年 月 日

甲 住所 _____
氏名 _____ 印

乙 住所 _____
氏名 _____ 印

戻る ● 完成・ダウンロード ●

DownLoad(English)

アンケートへのご協力
(ポップアップ表示)

利用に関するアンケートの設問数が多いと回答してもらえないこともあるため、5個程度に抑え、基本操作はできるだけマウスだけでできるように設計することが望ましい。

図表 66:満足度向上のためのアンケート内容(案)

アンケート内容(案)

【本サイトの利用について】

- ・操作性 悪い 1 2 3 4 5 良い
- ・利用回数 初めて 2回以上
- ・利用頻度 初めて 週1回 月1回
- ・作成した契約書の満足度 低い 1 2 3 4 5 高い
- ・全体的な満足度 悪い 1 2 3 4 5 良い
- ・要望や改善点など(自由記述) ()

アクセス分析と合わせ複合的に分析することで、KGI・KPI の目標値の見直しや、システムの改修を行う際の重要な参考として活用できる内容となる場合が多い。

(F)著作権契約書ひな形の英訳

インターネットには国境がなく、SNS に投稿された著作物は海外のネットユーザーの目に留まる機会もあると考えられる。しかし、海外のネットユーザーからの著作物の利用許諾の申込があった場合、外国語で契約を締結するハードルは高く、利用を断るか、条件を定めずに許諾し、後でトラブルになることも想定される。

これらのことから、外国語に翻訳された契約書ひな形を提供することについて、委員会において検討を行った。具体的には、契約書ひな形を作成する画面の最後にダウンロードボタンを設置し、外国語に翻訳された契約書ひな形を出力する機能を設けることとし、要件として①準拠法は日本法を適用すること、②対応言語は英語とし、今後、必要に応じて他の言語の追加も検討すること、③システム上の入力は日本語で行うこととするについて、おおむね賛同を得た。

なお、英訳した契約書は、日本語を得意としない者向けに日本語版契約書を英訳したものであり、海外各国の法・慣習を念頭においた契約書ひな形ではないことを明記する必要があるといった意見や、譲渡に関する契約書については一部譲渡などの複雑な契約が想定されるため、英訳の対象とすることが慎重な判断が必要であるといった意見があった。

5-4 システム開発に向けた調査・検証

5-4-1 動作システムについて

(A)検証環境

今後、システム再構築を行う場合、オンプレミスまたはクラウド環境となるが、今回は開発環境ということもあり、クラウドで構築しており、環境は以下の通りである。

図表 67:検証環境

• OS バージョン:FreeBSD 11.2-RELEASE-p14 amd64
• CPU: Intel(R) Xeon(R) CPU E5-2650 v3 @ 2.30GHz
• メモリ容量:48GB
• ディスク容量:100GB
• Web サーバ:Apache/2.4.46
• PHP:7.4.14 (モジュールモード)
• MySQL:5.7
• 利用しているアプリケーション
WordPress 5.6.1
-Easy FancyBox (モーダルウィンドウ表示) 1.8.18
-Matomo Analytics - Ethical Stats. Powerful Insights. (アクセス解析) 4.1.3
-パスワード保護(サイト構築作業時保護) 2.4
-SiteGuard WP Plugin (セキュリティ) 1.5.2

なお、今回は開発・検証環境ということでサイジングは行っておらず、また、既存システムの環境も不明であることから、利用ソフトウェアの仕様上のスペックよりは余裕のある環境で構築している。

(B)アクセス分析ツールの導入

KGI・KPI で設定した目標値を確認するために、アクセス分析のツールを導入する必要がある。アクセス分析ツールは「Google Analytics」を利用するユーザーが多いが、Google に全ての情報を渡すことが必要となっており導入を懸念するユーザーも存在する。

今回は、Google Analytics が利用できないサイトを想定し、別のアクセス分析ツールを導入することを全体として検討する。

ツールを選定するにあたり、考慮した点は以下の通りである。

- アクセス情報の送信
- 利用実績
- 利用料
- 機能

提供しているツールとして検討したものは以下の通りである。

図表 68:アクセス分析ツールの一覧

製品名	提供企業	アクセス情報の送信	システム要件	価格	機能
Google Analytics	グーグル合同会社	○	制限なし	無料	◎
BizMark	株式会社日経ビー ピーコンサルティング	○	IE 6 以上	初期設定費 16 万 7,000 円／月額 11 万 8,000 円～	○
Omniure SiteCatalyst	オムニチュア株式会 社	○	—	Omniure 認定代 理店に問い合わせ	○
RTmetrics	オーリック・システム ズ株式会社	×	Red Hat Linux 3～	初期費用 450 万 円～／年間保守 費用 90 万円～。 ビーコン型は無料 ～	◎
Sibulla	株式会社環	○	制限なし	初期費用 1 万円 ／月額 6,000 円～	○
SiteCensus	ネットレイティングス 株式会社	○	制限なし	初期費用 7 万 5,000 円／月額費 用 15 万円～	○
sitegram	有限会社いなかど とコム	○	—	Standard コース 10 万円	○
SiteTracker	株式会社アスキーソ リューションズ	×	Windows XP/2003 Server/RHEL 4/Solaris 10/AIX5	ライセンス 23 万 7,600 円／保守更 新 4 万,7520 円	◎
Urchin	株式会社プロトン	×	Windows, Redhat, FreeBSD, Solaris, MacOS X	ベースライセンス 費用 26 万 400 円	○
Visionalist	株式会社デジタル フォレスト	×	IE6 以上	初期費用 5 万円 ／月額 5 万円～	○
WebConductor	ソフトバンク・テクノ ロジー株式会社	×	Linux	月額 9 万 8,000 円	○
WebTrends Analytics 8	株式会社アイ・ティ・ フロンティア	×	Windows2003	ライセンス 100 万 円～(ページ参照 数による)／年間 保守費用 20 万円 ～	○
ログエビス	株式会社ロックオン	○	IE6 以上	初期費用無料／ 月額 3 万円～	○
Matomo	Matomo JA	×	Apache、Nginx、 IIS 等 MySQL5.5 以 上、または MariaDB PHP	無料	○

選定条件として一致した製品は「Matomo」で、Google Analytics との比較は以下の通りである。

図表 69:Google Analytics と Matomo の機能比較

仕様	製品名	Google Analytics	Matomo
	提供企業	グーグル合同会社	Matomo JA
提供形態	ASP	○	○
	インストール型	×	○
	ハードウェア型 (アプライアンス)	×	×
解析形態	サーバーログファイル型	×	×
	ウェブビーコン型	JavaScript	JavaScript
	パケットキャプチャ型	×	×
	コンサルティング型	×	×
その他仕様	ログ保存期間	25 か月間	制限なし
	最高解析可能ページ数	500 万 PV/月 (アドワーズ広告主は制限なし)	制限なし
	最低利用期間	制限なし	制限なし
	システム要件	制限なし	Apache、Nginx、IIS 等 MySQL5.5 以上、または MariaDB PHP
価格	最低利用価格 (最も基本のプラン)	無料	無料
	基本プランでの解析可能ページ数	制限なし	制限なし
	ライセンス形態	—	—
機能	ダッシュボード機能	○	○
	レポートの定期メール配信	○	○
	クリックマップ	○	○
	移動経路表示	○	○
解析項目／指標	訪問数 (セッション数)	○	○
	ユニークユーザー数	○	○
	ユーザー別の訪問回数判定 (リピーター or 新規かの判定)	○	○
	ユーザー別の PV 数	×	×
	直帰率	○	○
	離脱ページ	○	○
	参照元サイト (リファラ URL)	○	○
	アクセス経路の比率表示	○	×
	エラーリクエスト集計	×	○

補足:Matomo の紹介

「Matomo Analytics JA ユーザー会」(<https://matomo.jp/>)の公式サイトがあり、独自のサーバに設定するため、Google にアクセス情報等を渡す必要がない。機能についても「シンプルでわかりやすい」と定評のあるツールとして紹介されている。

今回の調査における検証用サイトのアクセス分析については「Matomo」を設定している。

5-4-2 ユーザーインタビュー

検証用サイトにおいては、TOP 画面、入力画面（「1.講演、パネルディスカッション、座談会」を作成）を構築しており、インタビューした方には実際の環境を操作して頂き感想を頂戴した。

ユーザーに既存の著作権契約書作成支援システムと検証用サイトについて画面の感想や操作感について確認を行い、感想を頂戴した。

画面について「5-3-2 (C)利用者にやさしい(理解しやすい)見栄え・操作感」で説明している画面を対象としている。

図表 70:検証サイトのインタビュー実施内容

実 施 日	2021 年 3 月 1 日～2021 年 3 月 12 日
実 施 内 容	個別インタビュー
対 象 者	5 名 (WEB デザイナー・エンジニア 3 名、一般想定利用者 2 名)
確 認 事 項	・上記対象者が実際に画面を閲覧し操作を行ったうえで、既存の画面デザインと比較した際の意見を聴取した。 ・具体的には「操作性」「画面のわかりやすさ」「デザイン」について確認を行った。

図表 71:検証サイトの感想

- ・利用者にわかりやすい操作になっている
- ・作成しやすい順番がわかりやすい
- ・シンプルでわかりやすく、現在の UI デザインが違ってよい
- ・word で出力できるのがよい

委員会においても、画面イメージを示したところ好評を得た。